

海陽町行財政改革プラン
(令和 4 年度～令和 8 年度)

令和 4 年 3 月

海陽町

目 次

はじめに	1
I. 3町合併からこれまでの取組	2
1. 概要	2
2. 主な取組実績	2
(1) 事務事業の見直し関係	2
(2) 組織・機構関係	3
(3) 定員及び給与関係	3
(4) 人材育成・確保の関係	3
(5) 自主財源の確保、地方債残高の関係	3
II. 本町を取り巻く現状と課題	5
1. 現状	5
(1) 人口の推移	5
(2) 財政状況の推移	5
(3) 今後の見通し	8
(4) 公共施設の老朽化	9
2. 課題	9
(1) 持続的な財政基盤の確立	9
(2) 中長期的視点に立った適正規模による運営や経営の推進	9
(3) デジタルを活用した持続的な運営体制の構築	10
III. 新行財政改革プランの基本的な考え方	11
1. 計画期間	11
2. 今後の財政運営の考え方	11
3. 新行財政改革プランの位置づけ	13
IV. 新行財政改革プランの基本理念・基本方針と体系	14
1. 基本理念	14
2. 基本方針	14
3. 改革プランの体系・取組事項	15
4. 改革プランの内容	45
5. 重要事項	45
V. 新行財政改革プランの進捗管理	53
1. 推進体制	53
2. 計画の進捗管理と見直し	54
(1) 進捗管理の考え方	54
(2) 進捗管理のスケジュール	55
VI. 職員数の適正な管理	56
1. 概要	56
2. これまでの定員管理の取組	56
3. 職員数の適正な管理の内容	57

はじめに

これまで海陽町では平成 17 年 3 月に総務省から示された「地方公共団体における行政改革推進のための新たな指針」に沿い、平成 19 年 2 月に『海陽町集中改革プラン』（平成 19 年度から平成 23 年度）を、引き続き平成 24 年 3 月に『海陽町第 2 次集中改革プラン』（平成 24 年度から平成 28 年度）を策定し、それらの改革プランの内容を踏まえ『海陽町行財政改革プラン』を平成 28 年度に策定しました。改革プランにおいて、住民サービスの向上や業務の効率化等を推進するため、事務事業の効率化や経費の節減など、集中して実施すべき項目を掲げて取り組んできました。

しかしながら、今後、全国的な潮流である急激な人口減少や少子高齢化の進展に伴い、町税等の減少や、高齢化による医療や介護などの社会保障関係費の増大が見込まれています。また、プラン策定から 5 年が経過したことによる社会情勢の変化や、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う社会機構の変化により、これまで以上に柔軟な行政組織の運営が必要とされています。

これらの変化に対応し、持続可能な行財政運営を行っていくため、現在の「行財政改革プラン」を見直し、新しい行財政改革プランを制定します。

今回の改革プランは「あたらしい未来を築く持続可能な行財政基盤の確立～みらいへの改革に挑む～」を基本理念とし、令和 4 年度から実施する行財政改革施策の方針をまとめたものであり、今後、新行財政改革プランの方針に沿って、行財政改革を推進していきます。

令和 4 年 3 月

I. 3 町合併からこれまでの取組

1. 概要

本町は、H18年3月31日に簡素で合理的な行政運営を目標に海南町・海部町・穴喰町が合併して誕生しました。合併以来、行財政改革プランを3度策定し、住民サービスの向上、事務事業の見直し、組織・機構の見直し、職員数の適正化、施設の統合など、徹底的な行財政改革に全庁的に取り組んできました。

2. 主な取組実績

(1) 事務事業の見直し関係

3町合併後から、限りある財源を効率的に再配分するため、社会の変化を的確に捉え、公共施設の統廃合、民間活力の積極的な活用、経費の削減など、事務事業の効率化に努めてきました。

No	事務事業	年度
1	国民宿舎（みとこ荘）事業を廃止	H19年度
2	宿泊施設等へ指定管理者制度を導入	H19年度
3	第三セクターの経営合併	H19年度
4	嘱託員報酬の統一	H19年度
5	公益性を考慮し、団体補助金の削減	H19～27年度
6	海南地区の幼稚園・保育所を統合	H20年度
7	海部東保育所の廃止	H21年度
8	デイ・サービス事業、ホームヘルパー派遣事業へ指定管理者制度を導入	H21年度
9	ゴミ収集業務の民間委託	H21年度
10	中学校寄宿舎の廃止	H22年度
11	海南、浅川、川上小学校の統合	H23年度
12	海南、海部中学校の統合	H23年度
13	学校用務員の廃止	H24年度
14	デイ・サービスセンター（さつき荘・城山荘）の統合	H25年度
15	公用車の共有化	H25年度
16	穴喰庁舎の集約化	H27年度
17	穴喰地区保育所の再編	H28年度
18	学校給食センター（海南、海部）の統合	H30年度
19	水道料金の統一	R2年度
20	海南病院改革計画の策定	R2年度
21	町営住宅一字谷団地の廃止	R2年度
22	学校給食センター、公立保育所の給食業務の民間委託	R3年度
23	小中学校のあり方検討委員会の設置	R3年度

(2) 組織・機構関係

3 町合併後から定員適正化に向けた取組を開始し、効率的な事務事業の執行と柔軟な行政運営に努めることで、H18年度～R3年度の15年間で5課4室を削減しました。

項目	H18年度	R3年度	増減
組織	21課4室	16課	▲5課4室

(3) 定員及び給与関係

3 町合併後から職員数の適正人員・適正配置を目指し、定員適正化に向けた取組を開始しました。その結果、合併当初の245名からH28年度時点で152名へと93名を削減しました。併せて、議員定数の削減を行い、H18年度の20名から14名へと6名の削減になりました。

その他にも、管理職手当の減額など、給与制度の見直しを行うことで、人件費の適正化に向けた取組を進めてきました。

No	取組	年度
1	定員適正化計画の策定及び実施	H18～R3年度
2	管理職手当の減額	H19年度
3	国の給与制度に準じた制度へ見直しを実施	H19～R3年度
4	議員定数の削減 20名から16名へ	H22年度
5	庁舎宿日直体制の見直しによる宿日直手当の削減	H22年度
6	委員報酬等の見直しを実施	H23年度
7	議員定数の削減 16名から14名へ	H26年度

(4) 人材育成・確保の関係

職員数の適正人員・適正配置を進める一方で、職員の適正化が住民サービスの低下にならないよう、職員の資質向上のための人材育成に努めてきました。

No	取組	年度
1	県庁や広域連合への職員派遣及び内部研修を積極的に実施	H18～R3年度
2	人材育成基本方針の策定	H19年度
3	人事評価制度の導入	H28年度

(5) 自主財源の確保、地方債残高の関係

各種取組を進めていくことにより、合併当時のH17年度から、R2年度にかけて基金残高が77億3,314万円増加しました。一方で、地方債残高については、合併当時のH17年度から、R2年度にかけて地方債残高が71億4,182万円減少しました。

また、ふるさと納税の確保に努めることにより、R2年度には、過去最高額の9,915万円の確保を達成しています。

項目	H17 年度	R2 年度	増減
基金	11億3,516万円	88 億 6,830 万円	+77 億 3,314 万円
地方債	137億4,934万円	66 億 752 万円	▲71 億 4,182 万円

項目	H20 年度	R2 年度	増減
ふるさと 納税	170万円	9,915 万円	+9,745 万円

Ⅱ. 本町を取り巻く現状と課題

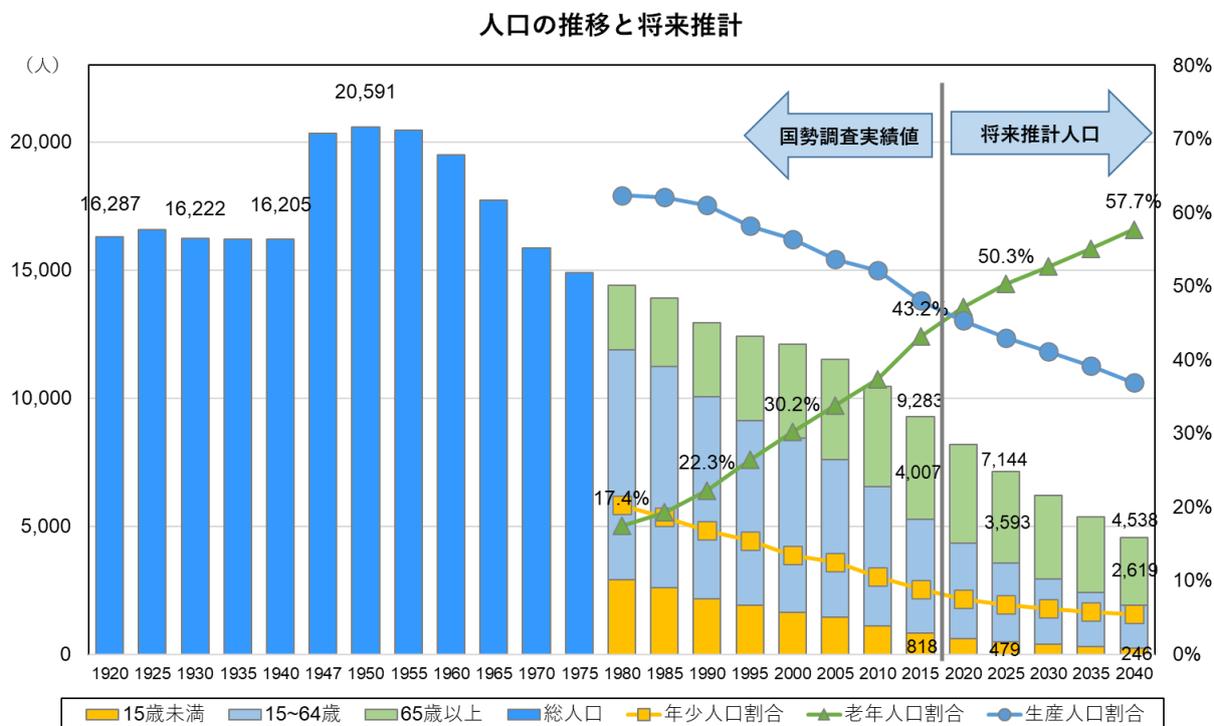
1. 現状

(1) 人口の推移

本町の人口は、S25年(1950年)の20,591人をピークに、減少し続けており、老年人口は増加し続けています。一方、年少人口、生産人口がともに減少しており、全国に先駆けて少子高齢化が進行しています。

また、今後の本町の人口は、H27年(2015年)の9,283人から、R22年(2040年)には4,538人まで減少し、そのうち年少人口は818人から246人へ、老年人口も4,007人から2,619人へ減少し、高齢化率は57.7%まで上昇すると見込まれています。

本町の人口減少は、戦後のS25年(1950年)から約60年間をかけて半減してきたスピードが、今後は約30年間で半減するという驚異的なスピードで進むことになります。



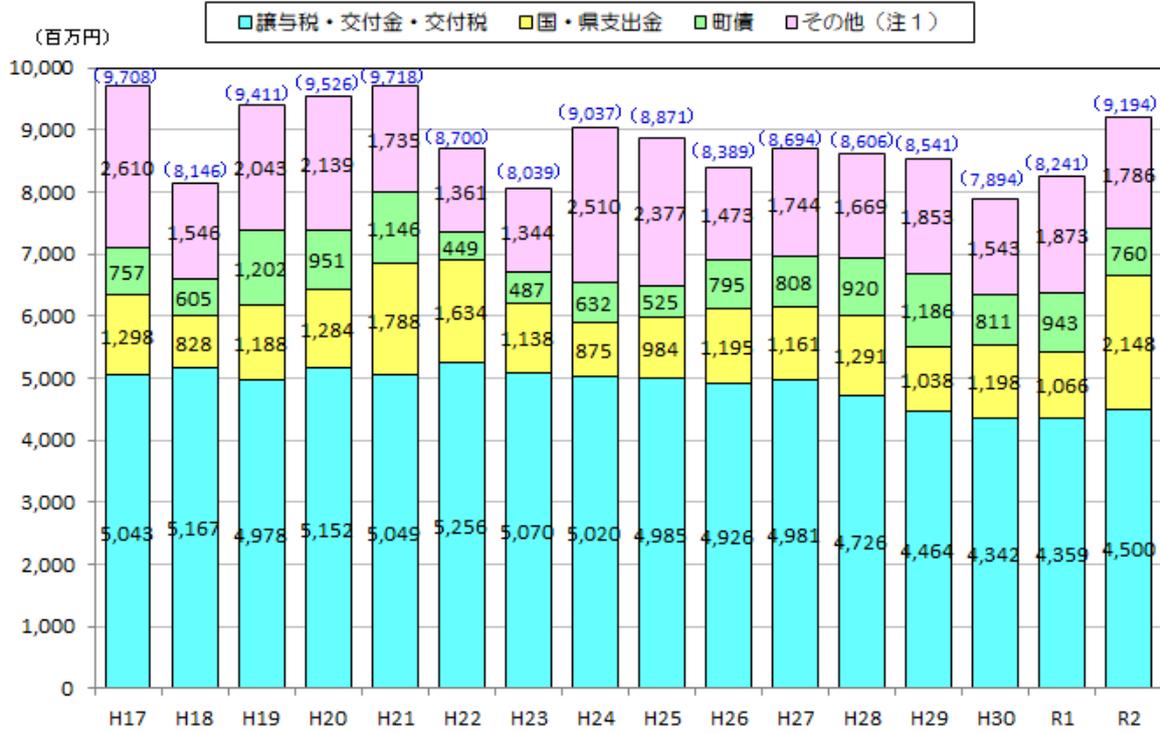
【出典】総務省統計局「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」(2018年3月推計)

(2) 財政状況の推移

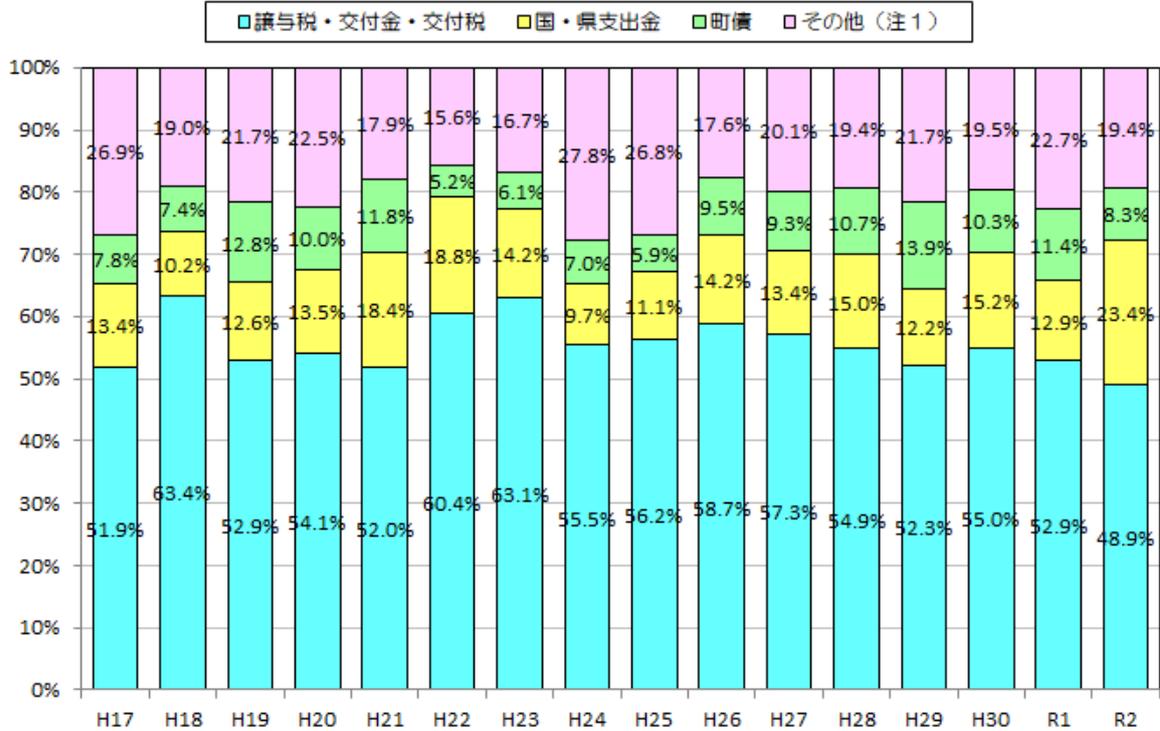
過去の普通会計の歳出決算状況を見てみると、歳出決算額は、H21年度の93億9749万円ピークとして、減少傾向にあります。

義務的経費については、扶助費は高止まりにある一方で、定員管理の適正化による人件費の削減や町債発行額の抑制に努めてきた結果、23億円程度で推移しています。投資的経費については、R2年度は11億5956万円となり、3町合併以降、減少傾向となっています。

歳入決算額の推移



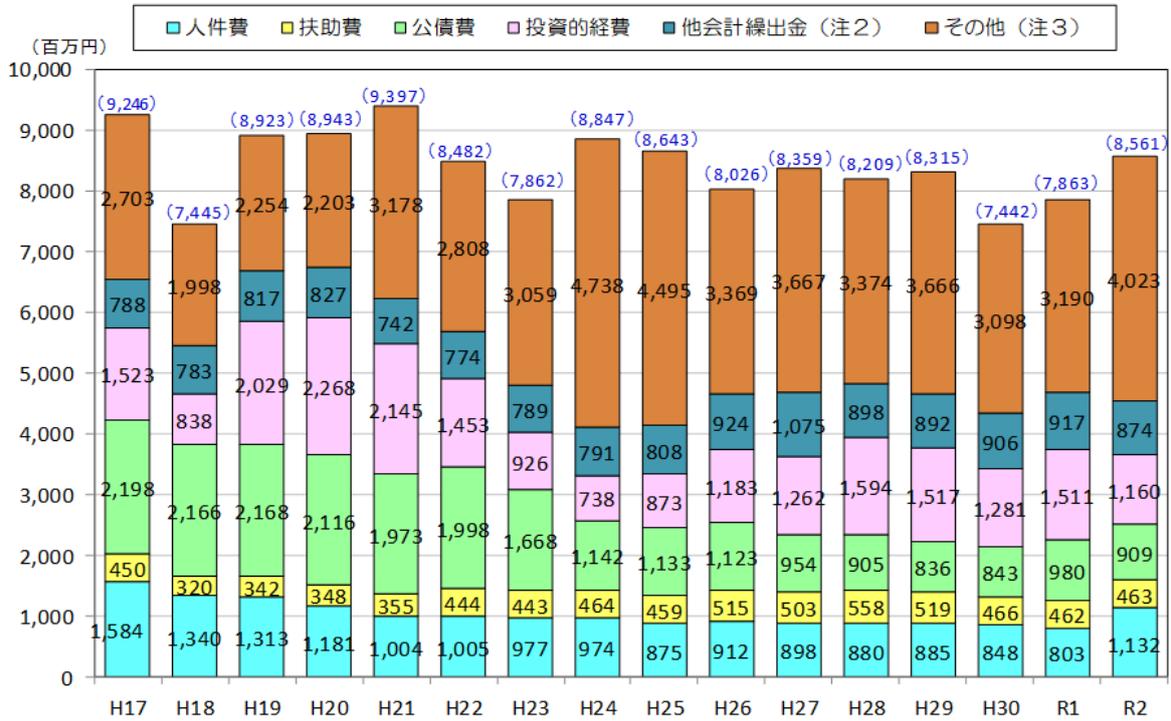
歳入構成比の推移



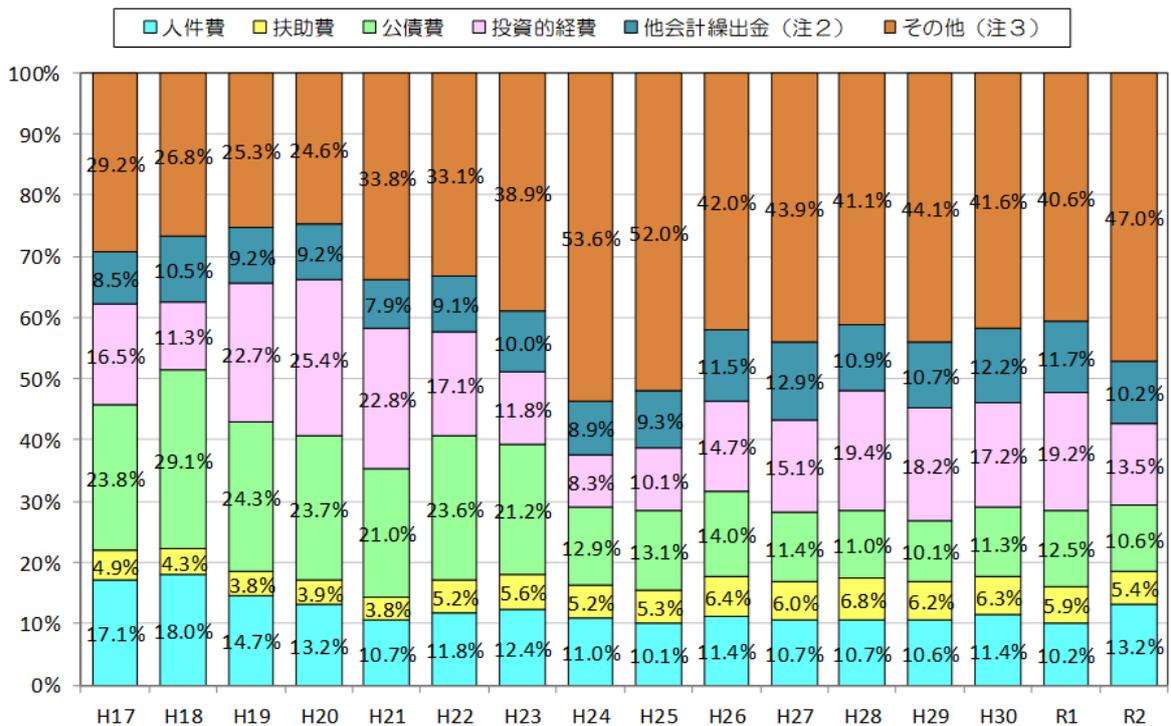
(注1) 歳入決算額及び構成比「その他」の内訳

地方税、分担金及び負担金、使用料、手数料、財産収入、寄附金、繰入金、繰越金、諸収入

歳出決算額の推移



歳出構成比の推移

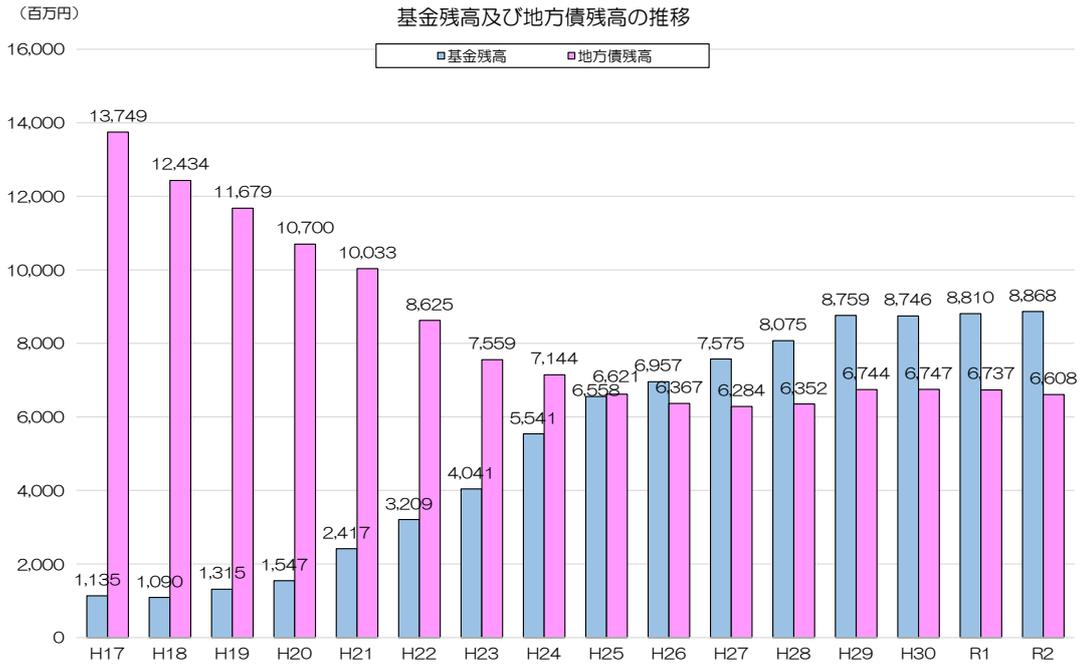


(注2) 歳出決算額及び構成比「他会計繰出金」

他会計繰出金には、広域連合、特別養護老人ホーム、国民健康保険事業会計及び介護保険事業会計、後期高齢者医療会計への法定繰出分を含む。

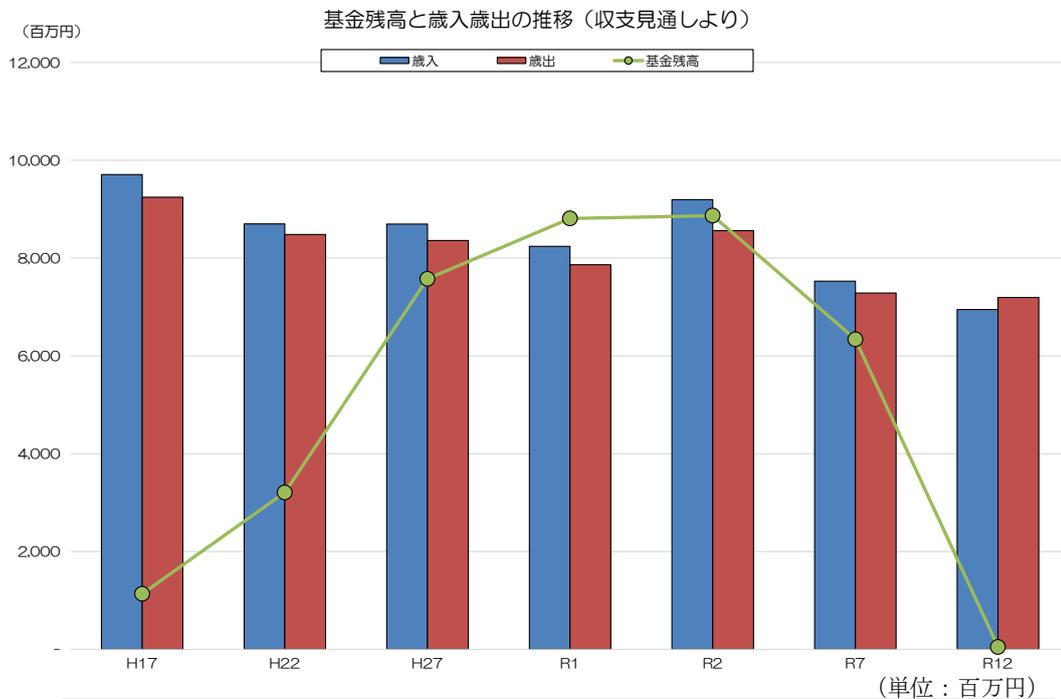
(注3) 歳出決算額及び構成比「その他」の内訳

物件費、維持補修費、補助費等、積立金、投資及び出資金・貸付金



(3) 今後の見通し

海陽町は、合併による国からの支援と施設統合や民営化などの行財政改革により、財政が改善されてきましたが、合併による国からの支援が H28 年度から段階的に減らされ、R2 年度に終了しました。また、人口減少による交付税の減額等もあり、税収が収入の約 9% しかない海陽町の財政は R12 年度には全ての基金（貯金）が枯渇し、通常の行政サービスが続けられなくなる恐れがあります。



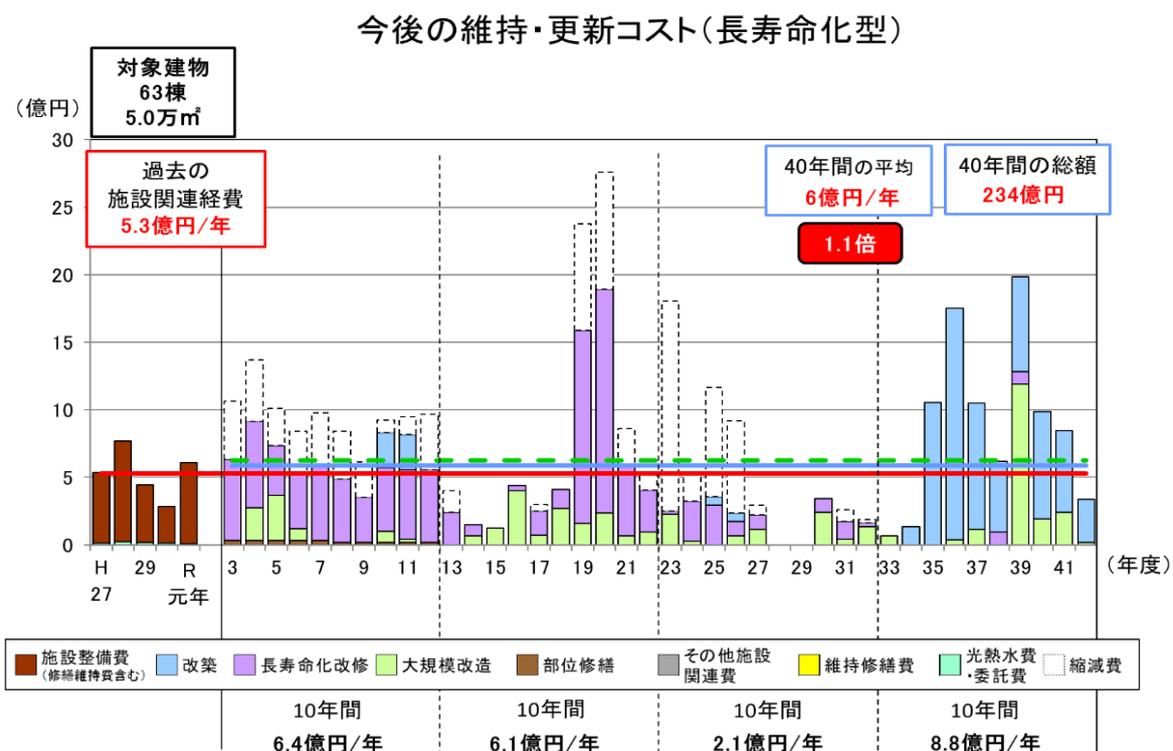
項目	H17	H22	H27	R1	R2	R7	R12
財政調整基金残高	34	1,535	2,496	3,640	3,702	1,452	-

※ 一定の条件の下に財政収支見通しを作成しているため、今後の数値には乖離がある
 ※ R2 年度までは実績値、R7 年度以降は見込み値

(4) 公共施設の老朽化

本町が所有する公共施設には、S40年代に整備され、50年前後経過している建物が含まれています。これらの建物の一部は、大規模改修や部分改修等は行われていますが、経年による老朽化は著しく、安全面や施設維持の点から長寿命化改修等の適切な維持管理への対応が早急に求められています。

計画的な機能向上と機能回復に向けた修繕・改修を建物全体でまとめていく長寿命化型による今後40年間における将来費用の試算と過去の施設関連経費（実績）と比較を行ったところ、毎年約6,000万円の費用が不足するという、見込みとなっています。



2. 課題

(1) 持続的な財政基盤の確立

前述したとおり、合併による国からの支援である合併算定替えの一般財源の減少により、今後、厳しい財政運営を行っていく必要があります。一般財源の減少を補うための方法として、例えば基金の運用やふるさと納税などがありますが、今まで以上にこうした積極的な一般財源の確保に関する取組を進めていくことが求められます。

(2) 中長期的視点に立った適正規模による運営や経営の推進

合併時から行財政改革の一環として、定員適正化や施設の統廃合など、合併による合理化を積極的に進めてきたことにより、一定の成果が出ました。しかし、少子高齢化への対応や各種災害対策に財源が必要であり、更なる改革を進めることが求められます。合併による合理化が進んできてはおりますが、今まで進めることが出来ていない取組の推進や中長期的視点に立ったうえでの抜本的な事業見直しが重要となります。

今まで推進できていなかった大型プロジェクトや第三セクター等のあり方の検討といったことについて本改革プランにおいて着実に実行を果たしていくことが求められます。

(3) デジタルを活用した持続的な運営体制の構築

2020年からの新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染拡大により、大きな社会変化が生じました。新たな生活様式が求められるようになり、感染対策のため新型コロナウイルス感染症拡大前とは異なり、デジタル化を急速に進めながら住民サービスの充実も併せて図っていく必要があります。

2021年9月にはデジタル庁が発足し、国が進めるデジタル施策を踏まえた上で、新しい行政のあり方が求められます。

Ⅲ. 新行財政改革プランの基本的な考え方

1. 計画期間

R4年度からR8年度

2. 今後の財政運営の考え方

(1) 今後の財政運営の考え方

自治体の財政は、地方自治法に定められる「最小の経費で最大の効果」が得られるような効率的な運営に努めることを前提とし、その年度の歳入（収入）によってその年度の歳出（支出）を補う、収支が均衡した財政運営を行うことが原則です。

一方で、本町の今後の見通しでは、各年度の収支が均衡しておらず、不足する財源を補うために、基金（貯金）の取り崩しを講じざるを得ない状況にあります。さらに、R12年度には全ての基金も枯渇し、通常の行政サービスを続けるための財源がなくなる恐れがあります。

このため、中長期的に収支の不均衡を脱却し、将来にわたって行政サービスを維持するために必要な財源を確保することを目指します。

〈今後の収支見込み〉

(単位：億円)

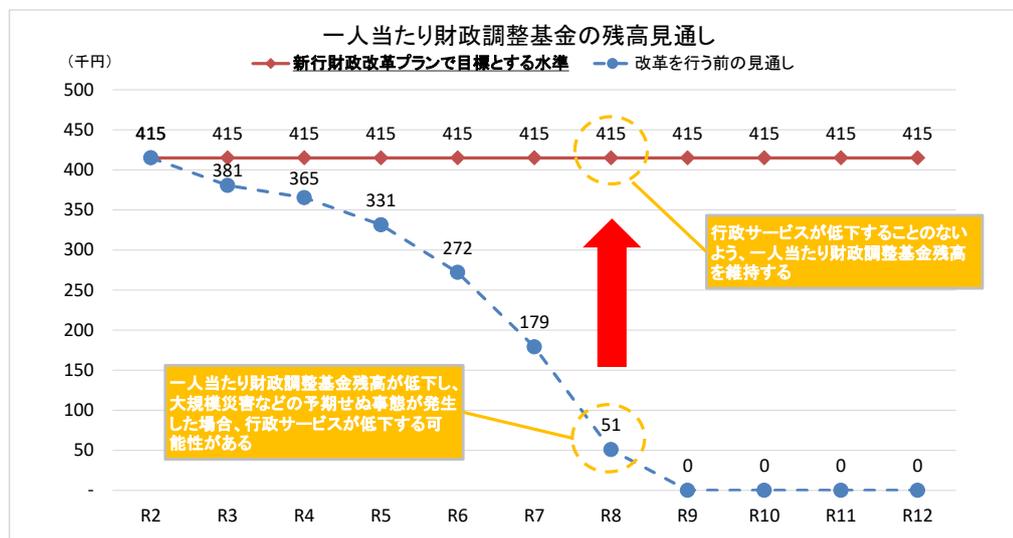
項目	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
歳入	82.4	90.9	76.3	72.7	79.1	77.4	67.3	66.7	63.2	62.0	59.8	63.7
歳出	78.6	84.5	75.5	72.2	80.3	80.6	72.9	74.8	72.9	72.5	72.2	71.9
歳入－歳出	3.8	6.3	0.8	0.5	-1.3	-3.2	-5.6	-8.0	-9.8	-10.4	-12.4	-8.3

※歳入は、財政調整基金の取り崩しを除く推計値

(2) プラン期間中の目標指標（必達目標）

① 一人当たり財政調整基金残高の維持【R2年度末残高：415千円】

上述のとおり、将来にわたって行政サービスを維持するために必要な財源を確保しつつ、感染症や災害発生時などの緊急的な財源出動にも機動的に対応できる財源を確保できるよう、財政調整基金の残高水準を維持していきます。ただし、過度な基金の積み増しは、世代間の受益格差に繋がるなど、健全な財政運営を阻害する一因になりうることから、目標は「一人当たり」の基金残高の維持とし、今後の人口増減に応じて管理していきます。



② 地方債残高の維持（臨時財政対策債を除く）【R2 年度末残高：4,854,796 千円】

地方債は、将来に便益を受けることとなる将来世代の住民と現世代の住民との間で負担を分かちことや、財政負担の平年度化機能を有するなど、残高が少ないことが財政運営にとって必ずしも公平とは言えません。しかしながら、将来世代に対する過度な負担の先送りは避ける必要があることから、地方債残高を維持・縮減していくことを目標とします。

③ 経常収支比率を類似団体平均以下とする【R2 年度決算：海陽町 85.7% 類似団体 87.3%】

将来にわたって政策的な施策に対して予算を配分し、魅力的な海陽町であり続けるため、人件費や公債費などの経常的な経費の支出を抑え、経常収支比率を人口規模等が類似する団体の平均値より、下回ることを目標とします。

〈経常収支比率の推移〉

(単位：%)

項目	H28	H29	H30	R1	R2
海陽町	77.0	80.6	83.7	84.7	85.7
類似団体	85.9	86.9	87.6	88.7	87.3

(3) 目標指標達成に向けた行財政改革の推進

上記に示した目標を達成するため、これまでの改革の取組を充実・発展することに加え、スピード感のある行政改革を推進していきます。行財政改革の推進のための方向性は以下の2つです。

① 取組事項の着実な推進による、歳入の確保・歳出の縮減

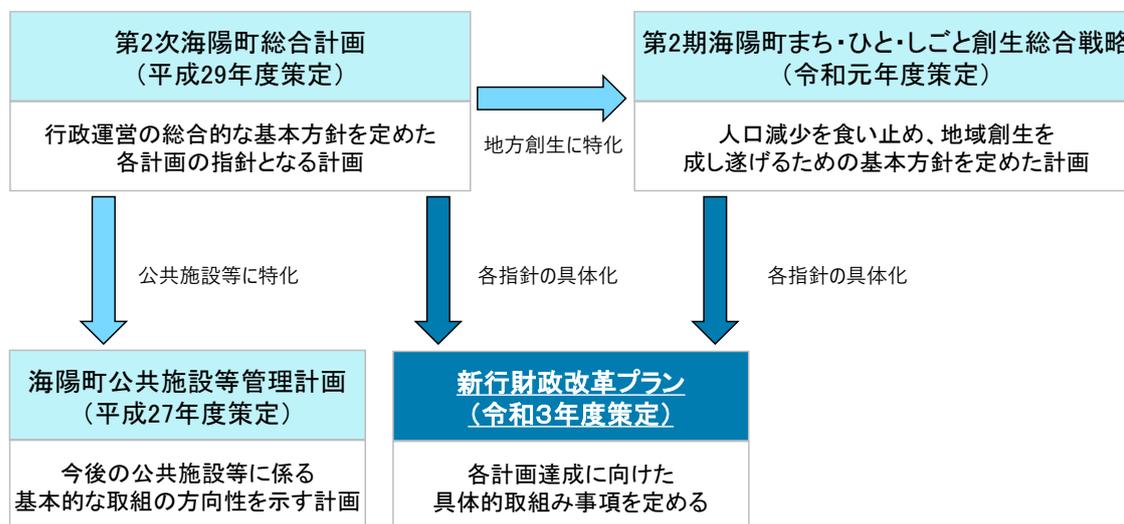
※具体的な基本方針、取組事項については、後述（P15 以降）いたします。

② その他の継続的な取組による財源の確保

- ・ 予算の効率的執行と経費節減
- ・ 地方交付税等の歳入の積極的な確保
- ・ その他特定目的基金の効果的な活用（施設のあり方検討経費など、将来の行財政改革に資する事業や、住民サービス転換期における住民生活の下支え施策への充当など）

3. 新行財政改革プランの位置づけ

本計画は、H29年度に策定された本町の行政運営の総合的な基本方針を定めた計画である「第2次海陽町総合計画」や「第2期海陽町まち・ひと・しごと創生総合戦略」等の達成のために、推進すべき具体的事項を定めたものとして位置づけ、行政改革と財政改革の両方に取り組んでまいります。



新行財政改革プランの位置づけ

IV. 新行財政改革プランの基本理念・基本方針と体系

1. 基本理念

新行財政改革プランを実現するための理念を定め、町全体で目指すべき方向を共有化したうえで業務を推進していきます。

基本理念

あたらしい未来を築く持続可能な行財政基盤の確立
～みらいへの改革に挑む～

2. 基本方針

新行財政改革プランの基本理念を実現するために取り組むべき方針として、4つの基本方針を定めます。

基本方針1 行財政基盤の確立（歳入確保）

健全な財政運営につなげるための財源確保などの取組を進める。

基本方針2 行政運営体制の効率化（内部管理）

内部管理事務の見直し、機構改革等の見直しに関する取組を進める。

基本方針3 行政サービスの充実（サービス充実）

行政サービスの新たな取組や既存の行政サービスを充実させる取組を進める。 ※コストは一定だが、成果を高める取組を含む

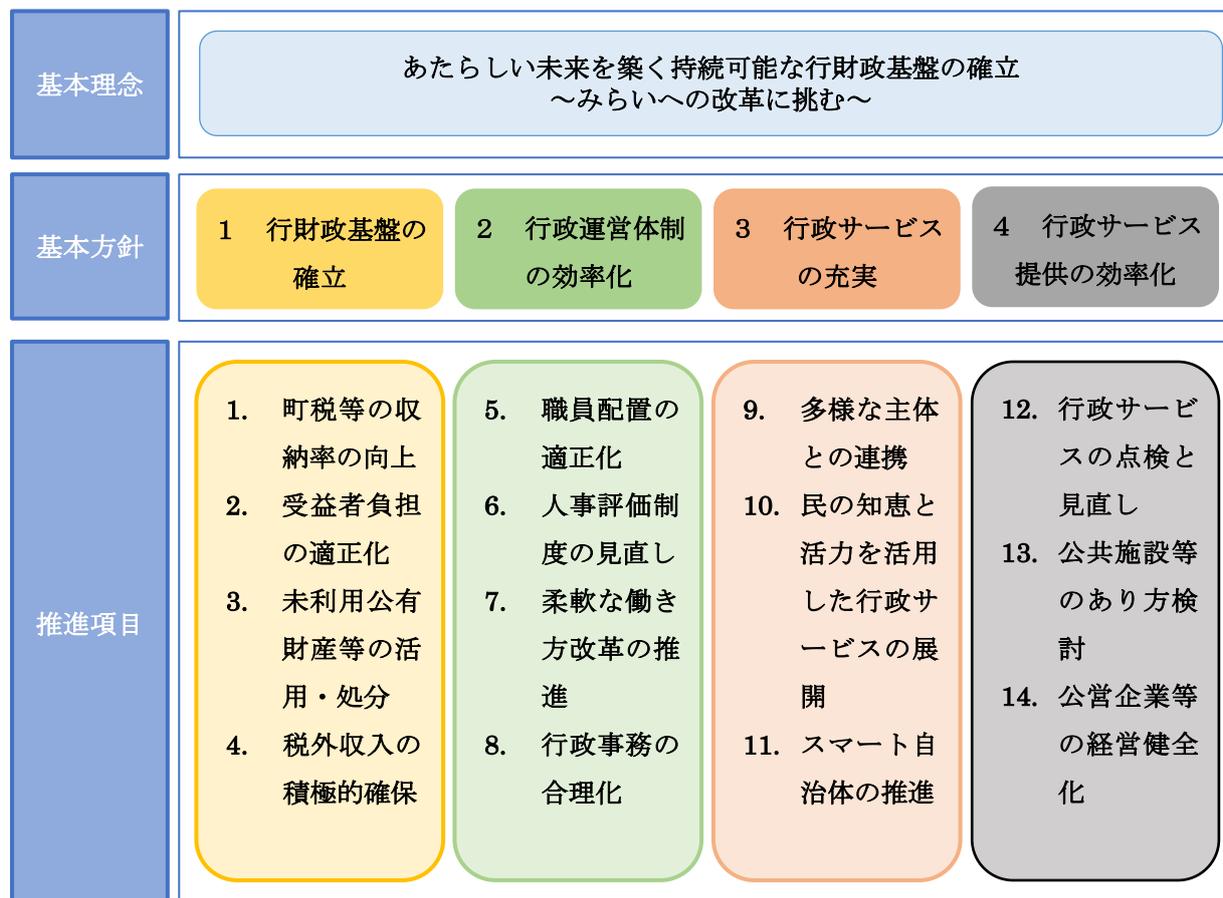
基本方針4 行政サービス提供の効率化（手法転換）

既存の行政サービスの提供方法や仕組みを効率化する取組、成果は変わらないがコストを減らす取組を進める。

3. 改革プランの体系・取組事項

基本理念を実現するための4つの基本方針を効果的に達成するため推進項目を定めます。そして、各推進項目を具体的に実行するために取組事項を定め、体系的に取組を整理したうえで、基本理念の実現を図ります。

○体系図



○改革プランの一覧

基本方針	推進項目	No.	取組事項
行財政基盤の確立	町税等の収納率の向上	1	未収金対策強化
		2	国民健康保険税、介護保険料の独立採算制の維持
	受益者負担の適正化	3	受益者負担の適正化の検討
		4	水道料金の改定
		5	下水道使用料の改定
	未利用公有財産等の活用・処分	6	町有の遊休地・施設等の有効活用
		7	ふるさと納税寄附額増額の推進
	税外収入の積極的確保	8	財源確保に向けたその他の取組
9		組織機構の改編	
行政運営体制の効率化	職員配置の適正化	10	適切な職員定員管理
		11	消防体制の検討
		12	一部事務組合負担金の抑制の検討
		13	人事評価制度のあり方の検討
	人事評価制度の見直し	14	柔軟な働き方の検討
	柔軟な働き方改革の推進	15	行政事務における ICT 機器の活用・デジタル化
		16	庁舎方式の今後のあり方の検討
		17	出張所の今後のあり方の検討
行政サービスの充実	多様な主体との連携	18	本町のプロモーション(PR・広報)のあり方の検討
		19	民間との連携による学校の授業力・学力向上
		20	空き家の利活用
		21	廃校の利活用
		22	休耕田の利活用
	民の知恵と活力を活用した行政サービスの展開	23	農林水産の生産性向上
		24	マイナンバー制度の活用
		25	町内におけるキャッシュレスサービスの導入
行政サービス提供の効率化	行政サービスの点検と見直し	26	行政評価制度を活用した事務事業の抜本的見直し
		27	補助金等の利活用方針の検討
		28	町営バスのあり方の検討
		29	各種祭事・イベントのあり方の検討
		30	行政サービスのあり方の検討① (特養のあり方の検討)
		31	行政サービスのあり方の検討② (デイサービスのあり方の検討)
		32	行政サービスのあり方の検討③ (観光施設運営のあり方の検討)
	公共施設等のあり方検討	33	学校のあり方の検討
		34	幼稚園・保育所のあり方の検討
		35	その他公共施設のあり方の検討
	公営企業等の経営健全化	36	海南病院のあり方の検討
		37	漁火の経営改革の推進
38		社会福祉協議会の適切な運営推進	

4. 改革プランの内容

基本方針1 行財政基盤の確立

推進項目 1. 町税等の収納率の向上

1		未収金対策強化				
所管課	税務課、福祉人権課、地域包括ケア推進課、管財課、教育委員会、上下水道課					
現状と課題	滞納対策の強化は着実に進めているが、更なる滞納額減少のため、今後も未収金の整理・督促の強化を実施する必要がある。					
実施方針	現年課税分に対する確実な徴収を目指すとともに、個々の滞納事案に応じた滞納整理を行い、財産調査や滞納者の納付能力を確認した上で、厳格・厳正な滞納処分を実施する。					
実施事項	R4	R5	R6	R7	R8	R9～
延滞金徴収含む未収金対策の実施	実施、改善	実施、改善	実施、改善	実施、改善	実施、改善	実施、改善
海陽町奨学金滞納者への徴収強化	実施、改善	実施、改善	実施、改善	実施、改善	実施、改善	実施、改善

推進項目 2. 受益者負担の適正化

2		国民健康保険税、介護保険料の独立採算制の維持				
所管課	福祉人権課、地域包括ケア推進課					
現状と課題	一人あたりの医療費については、高齢化・医療の高度化により増加傾向にあるため、医療費や介護サービス費の抑制等が必要となる。また、定期的に税率の見直しを行うことにより、負担額の適正化を図る必要がある。					
実施方針	平成 30 年度から開始された国民健康保険制度の見直しを踏まえ、適切な国民健康保険税や介護保険料の負担および医療費や介護サービス費の抑制により、一般会計に多大な影響を与えない持続可能な国保・介護保険運営に取り組む。					
実施事項	R4	R5	R6	R7	R8	R9～
医療費の抑制	抑制のための取組実施	抑制のための取組実施	抑制のための取組実施	抑制のための取組実施	抑制のための取組実施	抑制のための取組実施
定期的な税率の見直し検討（国保）	検討		検討		検討	
定期的な税率の見直し検討（介護保険料）		検討			検討	

3		受益者負担の適正化の検討					
所管課	商工観光課、教育委員会						
現状と課題	<p>公の施設の管理運営等の費用は、利用者からの使用料・利用料金収入（受益者負担）と税負担（公費負担）により賄われており、使用料が低額であることは、施設を利用していない町民が負担をしている状況である。</p> <p>今後は、施設の使用状況、使用内容等を検証し、受益者負担の原則及び適正な料金設定について見直しを図る必要がある。</p>						
実施方針	<p>施設類型ごとに公費負担と受益者負担のあるべき割合を定め、受益者負担の適正化を図る。</p> <p>施設の使用状況、使用内容等を検証し、受益者負担の原則及び適正な料金設定について見直しを検討する。</p> <p>現在無料としている施設についても、貸館機能など民間に類似する機能がある施設の有料化など、近隣類似施設の料金設定の視点からの点検を実施する。</p>						
実施事項	R4	R5	R6	R7	R8	R9～	
施設使用料・各種手数料の受益者負担（利用料金）のあり方検討	あり方検討	あり方検討					
受益者負担の今後の方針策定		方針策定	方針策定				
計画に基づく受益者負担の新たな見直しの実施			実施				

4		水道料金の改定					
所管課	上下水道課						
現状と課題	<p>令和2年度に上水道及び簡易水道事業の会計統合を行うなど現在の経営状態は比較的安定しているが、既設の水道施設については老朽化による給水能力の低下等が生じており、今後計画的に施設等の更新や改修に取り組む必要がある。また、南海トラフ巨大地震等に備え耐震化対策も急務となっている。</p>						
実施方針	<p>今後予定している大規模改修（海南地区上水道老朽管更新事業）や水道事業経営戦略等を踏まえ、持続可能な水道事業運営のために水道料金改定の検討を行う。</p>						
実施事項	R4	R5	R6	R7	R8	R9～	
水道事業経営戦略に基づく水道料金のあり方の検討	検討	検討	検討	検討	検討	検討	

5		下水道使用料の改定				
所管課	上下水道課					
現状と課題	下水道運営には不効率（区域内人口密度等）な状況の中、環境面に配慮し整備されたこともあり、各施設とも一般会計からの繰出金に依存した経営状態が続いている。また、施設等老朽化に伴う維持管理コストへの対策も今後の課題となっており、繰出金の抑制を図れる体質改善が必要とされている。					
実施方針	公営企業法適用や施設統合による経営基盤の強化などにより繰出金の抑制に努める。また、受益者負担については、現在整備中（突喰下水）である未供用部分の加入促進を踏まえ、整備完了後に見直しを検討する。					
実施事項	R4	R5	R6	R7	R8	R9～
公営企業法適用後の経営状況の把握			現状把握	現状把握		
公営企業法適用による下水道事業運営方針の見直し					検討	検討

推進項目 3. 未利用公有財産等の活用・処分

6		町有の遊休地・施設等の有効活用				
所管課	管財課					
現状と課題	町の歳入確保のため、未利用地については積極的に売却をしていく必要がある。 また、売却困難な未利用地についても貸し付け等の手法により活用方法を検討する必要がある。					
実施方針	公有財産の利用実態を考慮し、未利用地の利用方法について検討し、利活用の見込みがない財産については積極的に売却を進める。 保有資産の活用にあたっては、財源確保の視点だけでなく、税収の増加や人口増加、雇用創出、地域の活性化などの観点からも戦略的な活用を検討する。					
実施事項	R4	R5	R6	R7	R8	R9～
活用が見込めない土地の把握	把握					
未活用地の今後の運用方針策定		方針策定				
方針に基づく用地整理			用地整理			
売却・貸し付けの実施			売却・貸し付け	売却・貸し付け	売却・貸し付け	売却・貸し付け

推進項目 4. 税外収入の積極的確保

7		ふるさと納税寄附額増額の推進					
所管課	経営戦略課						
現状と課題	令和2年度において、ふるさと納税受入額は9,780万円、住民税控除額は226万円、募集経費4,557万円であり、流入超過している。令和2年度のふるさと納税寄附額は、過去最高の寄附額ではあるが、更なる寄附確保に努めることが求められる。 また、令和2年度から開始した企業版ふるさと納税は、初年度の寄附実績135万円となっており、企業に対し、本町における課題や地方創生の取組について積極的に発信していく必要がある。						
実施方針	ふるさと納税の寄附先として寄附者から選ばれる自治体となるよう、町の魅力や課題、具体的な取組について積極的に情報発信するとともに、寄附しやすい環境の整備や返礼品の充実にも引き続き取り組み、寄附額の増加を目指す。 海陽町に企業の事務所を置き、本社を他県に置いている事業者に向けて、企業版ふるさと納税のトップセールスを行う。また、企業版ふるさと納税の活用先として、SDGsの視点を踏まえた重点事業を提案する。						
実施事項	R4	R5	R6	R7	R8	R9～	
ふるさと納税の充実	実施、改善	実施、改善	実施、改善	実施、改善	実施、改善	実施、改善	

8		財源確保に向けたその他の取組					
所管課	経営戦略課、商工観光課						
現状と課題	町の歳入は減少傾向にあり、更には将来予測される生産年齢人口減による自主財源の減少および高齢化による福祉費用の増加に備え、地方公共団体が自ら創意工夫することで新たな財源を確保していく必要がある。						
実施方針	広告募集の強化等により民間資金を積極的に活用する。 これまでの仕組みにこだわらず、歳入増加にむけた様々な手法について積極的に検討し、歳入の確保に取り組む。						
実施事項	R4	R5	R6	R7	R8	R9～	
広告募集の強化	新たな媒体等の検討	新たな広告媒体の募集・掲載開始					

基本方針 2 行政運営体制の効率化

推進項目 5. 職員配置の適正化

9		組織機構の改編					
所管課	総務課						
現状と課題	これまで、適宜組織改編を行ってきたが、多様化する行政ニーズに対応するため、引き続き行政組織機構のあり方について検討を進めていく必要がある。						
実施方針	庁舎等のあり方検討とともに、デジタル化進展・災害対応の必要性などの町を取り巻く時代の変化を見据えたうえで、適切な将来機構のあり方を検討し、組織改編を行う。						
実施事項	R4	R5	R6	R7	R8	R9～	
将来の組織機構のあり方の検討	あり方検討						
あり方検討に基づく組織改編の具体内容の検討	体制構築						
組織改編の実施		組織改編					
10		適切な職員定員管理					
所管課	総務課						
現状と課題	これまでの退職者発生時の不補充や新規採用の抑制により、令和3年4月1日の本町の職員数は143人だが、新たな事務事業や課題も増加しており、今後職員数を削減していくことは厳しい状況にある。また、行政経験豊富な人材を再雇用するメリットを最大限に生かすと同時に新規職員の採用も行うことで組織の新陳代謝も行いつつ、中長期的な視点に立って、適正な人事管理を行っていく必要がある。						
実施方針	社会環境の変化に柔軟に対応した組織の見直しを行えるようにする観点から、計画期間を定めた「職員定員管理計画」の策定ではなく、計画期間を定めない「方針」や「指針」のような方式に見直す。 職員数については、これまでの定員適正化計画に基づき、150人体制の組織を基本として、定員の適正化に努める。また、長期的な視野に立ち、将来的に行政サービスの低下を招かないように職員数を管理する。						
実施事項	R4	R5	R6	R7	R8	R9～	
職員適正化計画に沿った採用および適正な人材配置	計画的な採用、人材配置	計画的な採用、人材配置	計画的な採用、人材配置	計画的な採用、人材配置	計画的な採用、人材配置	計画的な採用、人材配置	

11		消防体制の検討				
所管課	危機管理課					
現状と課題	<p>常備消防組織について一部事務組合による運営になり、時間が経過していることから、負担金が適正かどうかの検討が必要である。</p> <p>現在、本町には 24 の消防団が結成されているが、人口の減少とともに消防団員の確保が困難となっている現状を踏まえ、国の示す消防力の整備指針に基づく必要な消防力の配置と整合性を図りながら、分団の配置について検討する必要がある。</p> <p>自主防災組織について持続可能な活動を可能にするための支援策の検討などを行う必要がある。</p>					
実施方針	<p>一部事務組合の負担金について精査を行い、負担金の見直しを行う。</p> <p>地域の実情に合ったより質の高い行政サービスを提供していくため、非常備消防組織（消防団）における組織・機構について柔軟に見直しを行う。</p> <p>自主防災組織については支援の充実を検討する。</p>					
実施事項	R4	R5	R6	R7	R8	R9～
常備消防組織及び、非常備消防組織（消防団）のあり方検討	あり方検討					
常備消防組織の負担金等把握	負担金等把握					
他団体との負担割合についての協議		協議				
常備消防組織の負担金見直し			負担金見直し			
消防団の組織体制検討	検討	検討				
現行の消防団への説明			説明			
消防団の組織再編、装備の再配備実行				組織再編		
自主防災組織の支援の充実の検討	検討	検討	検討	検討	検討	検討

12		一部事務組合負担金の抑制の検討				
所管課	危機管理課、住民環境課、地域包括ケア推進課					
現状と課題	一部事務組合の設置後、年数が経過し、設定された一部事務組合の負担金が適正かどうかについて見直しが行われていない。見直しの必要性を判断するために負担金を精査する必要がある。					
実施方針	一部事務組合の負担金が適正かどうかについて見直しを行うとともに、定期的にモニタリングを行う。					
実施事項	R4	R5	R6	R7	R8	R9～
一部事務組合の負担金の妥当性の把握	把握					
負担金の見直しの協議の実施	協議					
負担金の見直し		負担金の見直し				

推進項目 6. 人事評価制度の見直し

13		人事評価制度のあり方の検討				
所管課	総務課					
現状と課題	職員一人ひとりの能力を最大限に引き出し、意欲的に職務に取り組めるとともに、職員の資質向上や勤務意欲向上のための新たな人事評価制度の構築の必要がある。					
実施方針	職員の能力を引き出すとともに、前向きかつ意欲的に職務に取り組む職員を増やし、職員の資質向上や勤務意欲向上のための新たな人事評価制度の導入を行う。また、導入後は評価制度の適宜見直しを行う。					
実施事項	R4	R5	R6	R7	R8	R9～
新人事評価制度の見直し	検討	見直し				

推進項目 7. 柔軟な働き方改革の推進

14		柔軟な働き方の検討				
所管課	総務課					
現状と課題	現在、国家公務員の在宅勤務にかかる取組が推進されており、本町においても、新型コロナウイルス感染拡大防止、仕事と生活の調和をはじめとする働き方改革の観点から柔軟な働き方を検討する必要がある。					
実施方針	日々の業務について、作業中心の業務を効率化し、創造的かつ改革につながる業務に充てる時間を生み出す。					
実施事項	R4	R5	R6	R7	R8	R9～
職員の働き方についての意識調査	調査					
働き方改革の推進計画の策定		計画策定				
計画に基づいた働き方改革の推進			働き方改革推進	働き方改革推進	働き方改革推進	働き方改革推進

推進項目 8. 行政事務の合理化

15		行政事務における ICT 機器の活用・デジタル化				
所管課	まち・みらい課					
現状と課題	国は、国及び地方自治体のデジタル化を推進する方針を打ち出しており、本町においても庁舎内のWi-Fi環境の整備などで行政サービスの向上、AIやRPA等による業務の効率化を進め、「行政のデジタル化」を推進する必要がある。					
実施方針	業務効率の向上や業務負担の軽減等を図るためのICTの活用に加え、新たな課題の解決や新たな価値の創出を目指したICTの活用を積極的に推進する。具体的には、 <ul style="list-style-type: none"> ・RPAやAI-OCRの活用による業務の削減・省力化、AIを活用した会議録作成システムの活用 ・ペーパーレス化の徹底、リモート会議の推進、行政手続等におけるオンライン手続やキャッシュレス決済の拡大等 ・テレワークの推進 					
実施事項	R4	R5	R6	R7	R8	R9～
ICT 活用方針及び海陽町デジタル化推進計画の策定	計画策定	計画策定				
活用方針及び推進計画の実施に向けた体制構築	体制構築	体制構築				
活用方針及び推進計画に基づく ICT 等の活用			活用	活用	活用	活用

16		庁舎方式の今後のあり方の検討【詳細は、45 頁参照】					
所管課	総務課						
現状と課題	3 町合併以降、各庁舎を活用し、分庁舎方式で運用を行ってきた。しかし、部署間での連携がしにくく、庁舎間の移動に時間が必要となっている。部署間の連携を密に図り、業務の効率的を高めるためにも庁舎のあり方の検討が求められる。						
実施方針	行政サービスの向上、行政運営の効率化の双方の観点から、分庁舎方式のあり方を見直し、本庁舎・支所方式を含めた今後の庁舎の機能配置を検討する。						
実施事項	R4	R5	R6	R7	R8	R9～	
本庁舎・分庁舎のあり方の検討	あり方検討						
庁舎機能の再配置検討	再配置検討						
庁舎の整備方針検討		整備方針検討					
庁舎の整備計画の作成		整備計画策定					
整備計画を踏まえた設計・各種リノベーション等			設計	リノベーション等			

17		出張所の今後のあり方の検討【詳細は、P45 参照】					
所管課	総務課						
現状と課題	浅川出張所・川上出張所による住民サービス提供について持続的なサービス提供を実現するため、あり方の検討が求められる。						
実施方針	行政サービスの向上、行政運営の効率化の双方の観点から、持続的な行政サービス提供を実現するため、あり方を含めた検討を行う。						
実施事項	R4	R5	R6	R7	R8	R9～	
出張所のあり方の検討	あり方検討						
出張所のあり方方針決定		決定					

基本方針 3 行政サービスの充実

推進項目 9. 多様な主体との連携

18		本町のプロモーション（PR・広報）のあり方の検討				
所管課	商工観光課・教育委員会等					
現状と課題	<p>現在、本町の広報活動は主に HP や広報誌であるが、コロナ禍後の観光客増加や企業版ふるさと納税等の税外収入の獲得等に向け、新たな広報媒体や広報手段の検討が必要となる。</p> <p>また、コロナ禍に伴う地方創生の機運の高まりを契機とし、関係人口の増加につなげるためのプロモーション活動を積極的に行う。</p>					
実施方針	<p>町全体としてのプロモーションの方向性の検討を行うとともに、庁内で情報共有を適宜実施し、一体的なプロモーションを実施する。</p> <p>本町の観光資源を活用することで、観光収入の増加、国内外観光の促進を図る。特に世界で初めて導入した DMV の積極的な広報を行う。</p>					
実施事項	R4	R5	R6	R7	R8	R9～
町としての一体的なプロモーションの方針策定	方針策定					
本町の魅力の積極的な発信	発信、改善	発信、改善	発信、改善	発信、改善	発信、改善	発信、改善

推進項目 10. 民の知恵と活力を活用した行政サービスの展開

19		民間との連携による学校の授業力・学力向上				
所管課	教育委員会					
現状と課題	小中学校の教育環境の充実を図るため、本町では英語教育等に力を入れてきているが、ICTをはじめとした各種技術の進展に伴い更なる教育環境の充実を図る必要がある。					
実施方針	小中学校の教育環境を向上させるため、民間が担うことによりコスト削減やサービス向上が期待できるものについて、積極的に民間活力の活用を推進する。					
実施事項	R4	R5	R6	R7	R8	R9～
教育振興計画に基づく学習環境整備の方針の策定		策定				
計画に基づく学習環境の整備			整備	整備完了		

20		空き家の利活用				
所管課	まち・みらい課、建設課					
現状と課題	空き家問題といった行政だけでは解決の難しい地域課題に対して、多様な関係者と連携を行うことにより、解決を図っていく必要がある。					
実施方針	空き家登録のされていない、潜在的な空き家の発掘を実施する。また、空き家所有者と民間事業者の連携やリノベーションを行うことにより、移住定住者や転入者増加につなげる。なお、移住定住者の受け入れに当たっては、住民への影響も思慮に入れる。					
実施事項	R4	R5	R6	R7	R8	R9～
空き家の利活用にかかる方針の策定	方針策定	方針策定				
方針に基づき、空き家所有者と民間事業者との連携強化		連携強化	連携強化	連携強化	連携強化	連携強化

21 廃校の利活用						
所管課	管財課他					
現状と課題	現在、本町には廃校が9校あり、今後の利活用の方法が課題となる。そのため、行政のみならず、民間活力の活用も踏まえた廃校の利活用方針を検討する必要がある。					
実施方針	廃校の貸出・売却といった各種手法を活用しながら、有効活用を図る。活用に当たっては、財源確保の視点だけでなく、税収の増加や人口増加、雇用創出、地域の活性化などの観点からも戦略的な活用を検討する。					
実施事項	R4	R5	R6	R7	R8	R9～
廃校の利活用・廃止等にかかる方針の策定		方針策定				
方針に基づいた対策の実施		対策	対策	対策	対策	対策

22 休耕田の利活用						
所管課	農林水産課					
現状と課題	現在、本町には農業の担い手減少等により、約692,972㎡の休耕田が存在する。今後は休耕田面積を減少させるための方針を検討するとともに、方針検討にあたっては民間活力の導入を踏まえた検討を行う必要がある。					
実施方針	田畑のオーナー制度を導入し、今までとは異なるサービス展開を図ることで休耕田の対策とともに地域活性化を図る。					
実施事項	R4	R5	R6	R7	R8	R9～
休耕田の利活用にかかる方針の策定	方針策定					
方針に基づいた、田畑のオーナー制度の検討	制度検討	制度検討				
田畑のオーナー希望者募集・選定		募集・選定				
田畑のオーナー制度開始			制度開始			

23	農林水産の生産性向上					
所管課	農林水産課					
現状と課題	現在、本町では農林水産業の分野において、産官学の連携を検討しているが、今後は産官学の連携をさらに強化することで農林水産業における生産性向上に取り組む必要がある。					
実施方針	民間企業や大学との協働による研究や実証実験などにより、農林水産業の新商品開発等による生産性の向上を図る。					
実施事項	R4	R5	R6	R7	R8	R9～
産官学連携事業の分野・内容検討	検討					
連携先の募集・選定	募集、選定	募集、選定				
産官学連携事業の開始			開始			

推進項目 11. スマート自治体の推進

24		マイナンバー制度の活用				
所管課	住民環境課他					
現状と課題	現在、本町では住民の約4割がマイナンバーカードを有しており、更なるマイナンバーカードの普及とともに今後国のマイナンバー活用方法の検討結果に沿って、活用方法を検討していく必要がある。					
実施方針	業務効率の向上や業務負担の軽減等を図るためのICTの活用に加え、新たな課題の解決や新たな価値の創出を意識したICTの活用を積極的に推進する。 PR等の強化、住民ニーズに対応した効率的な交付体制の構築のほか、住民が利便性を実感できる利活用の拡大に取り組む。					
実施事項	R4	R5	R6	R7	R8	R9～
国のマイナンバーの将来展望を基にマイナンバーの活用方法の検討	検討					
検討結果を基にマイナンバーの利用範囲拡大に向けた体制構築		体制構築				
マイナンバーの利用範囲拡大の実施			利用範囲拡大			

25		町内におけるキャッシュレスサービスの導入				
所管課	商工観光課、出納課					
現状と課題	生活様式の変化や決済処理の多様化に対応するため、現金による手数料支払い以外の支払い方法を整備する必要がある。					
実施方針	公共料金の特性或収納状況を踏まえ、ICT等も活用しながら、多様な支払手段の整備の拡大を目指す。					
実施事項	R4	R5	R6	R7	R8	R9～
各種手数料のキャッシュレス化の推進	導入検討	導入				

基本方針 4 行政サービス提供の効率化

推進項目 12. 行政サービスの点検と見直し

26		行政評価制度を活用した事務事業の抜本的見直し					
所管課	経営戦略課						
現状と課題	現在様々な事業を実施しているが、今後は、限られた予算の中で事業の必要性などを検討し、事業の見直しを図る必要がある。						
実施方針	施策の重点化と資源の集中配分を進めるため、行政評価制度を構築し、事務事業の目的・成果・コストを検証することにより、事業の見直しや業務改善につなげるとともに、評価結果を予算編成等に反映していくようにする。						
実施事項	R4	R5	R6	R7	R8	R9～	
行政評価制度の構築	制度構築						
新たな事業評価方法の実施		実施、改善	実施、改善	実施、改善	実施、改善	実施、改善	

27		補助金等の利活用方針の検討					
所管課	全部門						
現状と課題	一度創設された補助金は、長期化・固定化しがちで、既存の水準維持が目的化するケースが多くある。合理性や実施効果、他自治体の事例等との比較など様々な視点を基に全庁統一的に総点検を行い、必要な見直しを実施するとともに、補助金の更なる効率化を進める。 補助金交付団体においては、自己財源を確保する努力を怠るリスクが存在するため、当該事業への補助金交付が適正か否かを継続的に検査する必要がある。						
実施方針	以下の観点から全庁統一的な見直しを実施する ① 長期間継続しており、社会情勢の変化や国制度の充実等により、事業の公益性や補助の必要性が低下していないか ② 補助金の対象となっている事業において効果が出ているか ③ 国等の制度に対して、他自治体以上に補助の上乗せを行っていないか ④ 高い補助率のまま継続されていないか ⑤ 見直しを実施した場合の住民生活への影響はどの程度か また、補助意義の薄れた団体、補助効果の乏しい団体については廃止を含めた補助金の削減を検討する。ただし、補助意義が増したり、補助効果が高い団体については増加を検討する。						
実施事項	R4	R5	R6	R7	R8	R9～	
現在実施している補助事業の詳細の把握	把握						
補助効果の精査	精査						
補助の見直し		補助の見直し					

28		町営バスのあり方の検討				
所管課	まち・みらい課・教育委員会					
現状と課題	現在、町営バスについては民間委託を行っているが利用者が少なく、採算がとれていない。また、スクールバスについては全額町が負担しており、経費の削減が必要となっている。					
実施方針	公共交通会議で公共交通のあり方について調査・研究し、運営形態や運営方法などを見直す。					
実施事項	R4	R5	R6	R7	R8	R9～
町営バス、スクールバスの今後の運営方針検討	方針検討	方針検討				
他の自治体事例研究	事例研究					
運営計画策定・実施		計画策定	計画の実施			

29		各種祭事・イベントのあり方の検討				
所管課	商工観光課					
現状と課題	現在、地域活性化や交流人口の拡大を目的とした祭事・イベントを実施しているが、予算が限られているため、目的と成果を見据え、今後は事業の必要性などを検討したうえで催事・イベントの見直しを図る必要がある。					
実施方針	<p>地域活動や地域の活性化に積極的に参加する地域団体やNPO等が増えるとともに、ICTの普及により情報発信や啓発のあり方も大きく変わりつつある状況を踏まえ、以下の観点から全庁統一的な見直しを実施する。</p> <p>①目的達成の手段として適切か、効果があげられているか ②地域や民間等主導にできないか ③職員の人的関与等を含め費用対効果が適切か</p> <p>また、全庁的な視点で、「選択と集中」を実現していくため、各祭事・イベントの事業目的・成果・コストの検証と見直しを行う。</p>					
実施事項	R4	R5	R6	R7	R8	R9～
将来の祭事、イベントのあり方検討	あり方検討	あり方検討				
現在実施している祭事・イベントの把握	イベント把握					
祭事、イベントの事業効果検証	効果検証					
事業効果検証を踏まえた各祭事、イベントの実施方針の検討			検討			
実施方針に応じた祭事、イベントの開催				実施		

30	行政サービスのあり方の検討①【詳細は、P47 参照】 (特養のあり方の検討)					
所管課	地域包括ケア推進課					
現状と課題	現在、特養海南荘は一部事務組合にて運営を行っているが、民間事業者により運営されている施設もあることや、南海トラフ地震による津波被害防止の観点から、今後は運営形態や運営場所について検討していく必要がある。					
実施方針	今後高齢化が進展し続ける中、海南荘のあり方を検討し、持続的なサービス提供を可能とする運営体制を構築する。 民間で類似サービスが行われているものや、民間のノウハウを活かした高いサービスが確保できる業務については、民間活力の導入・民営化の推進を行う。					
実施事項	R4	R5	R6	R7	R8	R9～
特養海南荘の将来のあり方検討	あり方検討					
海南荘の運営方針策定		方針策定				
方針を踏まえた今後の運営計画の策定		計画策定				
運営計画に基づく運営体制の構築			準備	体制構築		

31	行政サービスのあり方の検討② (デイサービスのあり方の検討)					
所管課	地域包括ケア推進課					
現状と課題	現在、デイサービスセンターについては社会福祉協議会により運営されているが、民間事業者により運営されているデイサービスセンターもあることから、より効率的な運営方法を検討していく必要がある。					
実施方針	今後高齢化が進展し続ける中、デイサービス施設のあり方を検討し、持続的なサービス提供が可能となるように運営体制の構築を図る。 民間で類似サービスが行われているものや、民間のノウハウを活かした高いサービスが確保できる業務については、民間活力の導入・民営化の推進を行う。					
実施事項	R4	R5	R6	R7	R8	R9～
デイサービス施設の将来のあり方検討	あり方検討	あり方検討				
デイサービス施設の運営方針策定		方針策定	方針策定			
方針を踏まえた今後の運営計画の策定			計画策定			
運営計画に基づく運営開始				準備	運営開始	

32	行政サービスのあり方の検討③ (観光施設運営のあり方の検討)					
所管課	商工観光課、経営戦略課					
現状と課題	現在、本町では様々な観光施設を保有しているが、それらの施設について、施設のあり方について検討する必要がある。施設のあり方については行政による運営のみでなく、民間活力の導入によるサービス提供の可能性についても幅広く検討する必要がある。					
実施方針	観光施設の公共サービスとしての必要性等を踏まえ、メリハリをつけた投資を前提に検討を行うとともに、民間が担うことによりコスト削減やサービス向上が期待できる施設は、積極的に民間活力の活用を推進する。					
実施事項	R4	R5	R6	R7	R8	R9～
観光施設の今後のあり方検討	あり方検討	あり方検討				
将来の運営方針の策定		方針策定	方針策定			
個別の観光施設の運営計画の策定			計画策定			
運営計画に基づく運営開始（廃止含む）				準備	運営開始	

推進項目 13. 公共施設等のあり方検討

33		学校のあり方の検討【詳細は、P48 参照】				
所管課	教育委員会					
現状と課題	現在、本町には小学校 3 校、中学校 2 校あるが、今後の児童生徒数の減少を見据え、適正な学校規模などを検討し、児童生徒の教育環境の充実を図っていく必要がある。					
実施方針	域内の市区町村における小中学校の適正規模に関する調査を実施する。教育環境と経費の両面でバランスがとれた、効果的な教育体制の構築について検討する。					
実施事項	R4	R5	R6	R7	R8	R9～
学校施設のあり方検討	あり方検討					
再配置方針の策定		再配置方針の策定	住民説明会開催			
再配置計画の策定			再配置計画の策定			
学校施設基本構想の策定				基本構想策定		
学校施設基本計画・基本設計の策定					基本計画・基本設計策定	
実施設計・建設事業の実施						事業実施

34		幼稚園・保育所のあり方の検討【詳細は、P49 参照】				
所管課	福祉人権課、教育委員会					
現状と課題	現在、本町では1つの幼稚園、2つの保育所を運営しているが、今後は保育ニーズの確実な確保や、サービスの拡充に取り組む必要がある。現状、少子化に伴い子どもの成長にとって大切な集団活動や異年齢交流の機会が減少していること、保育士の確保、築年数が相当程度経過した施設が多いことが課題である。					
実施方針	少子高齢化等の状況も鑑み、必要な保育ニーズを調査したうえで、保育所等の民間委託・集約化を検討する。集約化に当たっては、受け入れ年齢・定員の緩和の観点から、認定こども園への移行を検討する。					
実施事項	R4	R5	R6	R7	R8	R9～
幼稚園・保育所のあり方検討	庁内での方針検討	あり方検討				
幼保再編計画		再編計画策定	保護者説明会開催			
再編統合の事業化					事業実施	

35		その他公共施設のあり方の検討				
所管課	総務課・管財課・各課					
現状と課題	将来的に多くの公共施設は老朽化により施設の利用に支障が出ることが予測される。一方で少子高齢化の進展により町の財政状況はさらに逼迫すると考えられる。そのため、公共施設の更新・統廃合、長寿命化を長期的かつ計画的に推進する必要がある。					
実施方針	施設利用者の安全・安心を確保しつつ、持続可能な施設マネジメントを行うための取組を推進していく。突発的な事故や対策費用の増大等につながる可能性を抑制するとともに、施設のライフサイクルコストを最適化する観点から、施設の特性に合わせた予防保全の考え方を徹底する。また、維持管理に必要な予算を安定的に確保できる仕組みの構築を行うとともに、施設総量削減に向けた施設の再編についても検討を行う。					
実施事項	R4	R5	R6	R7	R8	R9～
公共施設の将来における適切な規模とあり方の検討	あり方検討					
公共施設の再編方針の検討		方針検討	方針検討			
再編方針に応じた個別施設計画・長寿命化計画等の策定（改訂）				策定（改訂）		

推進項目 14. 公営企業等の経営健全化

36		海南病院のあり方の検討【詳細は、P50 参照】				
所管課	海南病院					
現状と課題	継続的な常勤医師確保が最重要課題である。「海南病院改革計画」（令和 2 年度～令和 4 年度）を策定し、他施設等とのケース会議の実施や地域連携室の設置などを通じて、入院患者の確保等に努めている。特に収支不採算分を一般会計繰入金で補っていること、担い手が不足していること、継続的な医師確保が困難であることが課題である。					
実施方針	中長期的に持続可能な病院経営を実現する観点から、「海南病院改革計画」に続く「新公立病院改革プラン」の策定を検討するとともに、そのあり方についても絶えず検討を積み重ね、入院収益の増加や一般会計繰入金の縮減につなげていく。 継続的な医師確保が最重要課題であり、町民のいのちと暮らしを守るため、継続的な経営のための医師の確保を実施していく。					
実施事項	R4	R5	R6	R7	R8	R9～
新公立病院改革プランの策定と実践	プラン策定の検討					
入院収益の増加施策	実施、改善	実施、改善	実施、改善	実施、改善	実施、改善	実施、改善

37		漁火の経営改革の推進【詳細は、P51 参照】				
所管課	経営戦略課					
現状と課題	現在、第三セクターによりホテル運営事業が行われているが、収支が赤字であることから、今後の宿泊施設の運営について抜本的に見直していく必要がある。					
実施方針	第三セクターには、設置趣旨である自立運営の点から、自らの責任と裁量による自律的な経営を求めていく。また、公共サービスとしての必要性等を踏まえ、公の施設としてのあり方についても検討を行う。					
実施事項	R4	R5	R6	R7	R8	R9～
株式会社漁火の運営する宿泊施設の今後のあり方検討	あり方検討	あり方検討				
宿泊施設の利活用方針策定		方針策定	方針策定			
方針を踏まえた利活用計画の策定			計画策定			
計画に基づく運営の開始				準備	運営開始	

38	社会福祉協議会の適切な運営推進					
所管課	福祉人権課、地域包括ケア推進課					
現状と課題	現在、社会福祉協議会により運営されている施設等があるが、引き続き適切な運営を推進していく必要がある。					
実施方針	公共サービスとしての必要性等を踏まえ、適切な運営方法等について検討を行う。					
実施事項	R4	R5	R6	R7	R8	R9～
社会福祉協議会への委託業務内容の見直し	委託内容精査	見直し				
運営内容の管理・モニタリング			管理・モニタリング	管理・モニタリング	管理・モニタリング	管理・モニタリング

5. 重要事項

改革項目の中でも、特に重点かつ集中的に取り組む事項を「重要事項」とし、本プランで取組を推進していきます。

No	重要事項
(1)	庁舎方式の今後のあり方の検討 出張所の今後のあり方の検討
(2)	行政サービスのあり方の検討①（特養のあり方の検討）
(3)	学校のあり方の検討
(4)	幼稚園・保育所のあり方の検討
(5)	海南病院のあり方の検討
(6)	漁火の経営改革の推進

(1) 庁舎方式の今後のあり方の検討、出張所の今後のあり方の検討

- ・庁舎方式は、旧3町の合併時の重要な調整事項でしたが、協議を重ねた結果、「当分、分庁舎方式の機能を取り入れるものとし、新町において、状況に応じ段階的に再編、見直しも行う。」と協定されました。
- ・職員の業務効率を高めながら、職員数の減少に取り組み、合併から10年以上が経過しましたが、本町の組織体制として必要な規模・機能が明確化されつつあります。
- ・行政を取り巻く環境が大きく変化し、行政サービスの高度化・複雑化も進んでいます。加えて、頻発する豪雨災害や南海トラフ巨大地震の大規模災害への対策、新型コロナウイルス感染症への対応など、容易に解決が難しい課題に対応することが求められています。こうした課題に対応するためには柔軟かつ機動的に活躍できる組織づくりが肝要です。
- ・一方、人口減少が進行する中、行政経費の削減・効率化を進め、組織体制のスリム化に向けた不断の取組も求められています。
- ・こうしたことから、現在の本町の住民サービスの状況や財政状況等を踏まえ、将来のまちの姿を想定しながら、出張所も含めた適切な庁舎方式のあり方の方向付けの検討を行います。

〈庁舎・出張所の保有状況について〉

項目		建築年	築年数	延床面積	機能
庁舎	海南 庁舎	S53	43年	1,310 m ²	■議会・総務・税・防災・農林水産（分課） ・土木・消防・上下水道（分課） ■戸籍・住民票窓口※ など ※戸籍の届出は、夜間及び閉庁日の場合も受付可能
	海部 庁舎	H14	19年	2,228 m ²	■民生・衛生 ■戸籍・住民票窓口
	宍喰 庁舎	S48	48年	440 m ²	■商工観光・農林水産（本課）・上下水道（本課） ■戸籍・住民票窓口※ ※戸籍の届出は、夜間及び閉庁日の場合も受付可能
出張所	浅川 出張所	S59	37年	680 m ² ※	■町税の収納、住民票の交付、戸籍の届書の受領、戸籍の交付、印鑑証明書の交付、使用料・手数料の徴収、乳児医療・重度障害者医療の手続き、生活保護の支給、し尿・ごみ処理券の売り捌き
	川上 出張所	H2	31年	253 m ² ※	

※出張所の延床面積は建築物全体の延床面積

【取組方針】

① 庁舎等の現状調査

- ・庁舎等の現状分析（立地条件、執務スペース・住民利用スペースの状況、取扱業務の実態、維持管理費、耐震性能・バリアフリー化の現状、庁舎間の移動に係る経費など）
- ・将来像の提起

② 再配置計画の策定

- ・内部外部環境分析
- ・財務シミュレーション
- ・現状分析を踏まえた課題の抽出
- ・方向性及び具体的実行計画の策定

③ 庁舎・出張所のあり方の具体的検討

- ・「あり方検討委員会」の組成・運営
- ・庁舎・出張所のあり方に関する検討結果の取り纏め
- ・具体的な整備案等の検討

【他市町村の事例】

- ・市町村合併後の行政の体制については、合併当初は住民や職員に対する影響を軽減する視点から、合併以前の機能を各庁舎に残す総合支所方式が取られることが多いですが、合併から期間が経過するとともに、合併による事務効率化のメリットをより享受

するため、業務を1か所に集約し、支所は窓口業務のみとする本庁方式が採用される事例が全国的に多く見られます。

- ・徳島県内においても、阿波市（H17年に板野郡吉野町・土成町・阿波郡市場町・阿波町が合併）等で、本庁方式が採用されています。

（２） 行政サービスのあり方の検討①（特養のあり方の検討）

- ・特別養護老人ホームの全国平均の入所率は88%ですが、平均収益は5,300千円であり、特別養護老人ホームは入所率が高くても収益率は必ずしも高くありません。海南荘では入所率が50%と全国的に見ても相当程度低く、厳しい経営状況にあります。
- ・また、施設が海沿いに立地していることもあり、南海トラフ地震による津波被害防止の観点からも、早急に運営形態や運営場所について検討していく必要があります。

〈全国の特養老人ホームの経営状況等について〉

項目	入所率	税引前当期純利益
全国平均	88%	5,300千円

（出典：令和2年度介護事業経営実態調査及び社会福祉施設等調査）

〈海南荘の入所状況等について〉

項目	定員	入所者数	入所率
海南荘	50名	25名	50%

（出典：徳島県（令和3年3月31日現在））

【取組方針】

① 地域ニーズの調査

- ・外部環境分析
- ・外部環境分析を踏まえた海南荘の必要性整理

② 経営改善施策策定

- ・内部環境分析
- ・財務シミュレーション
- ・現状分析を踏まえた経営課題の抽出
- ・経営改善施策の方向性及び具体的実行計画の策定（アクションプラン、KPI・目標値）策定

③ 経営形態の見直し検討

- ・海南荘の地域における役割整理
- ・経営形態の方向性検討
- ・経営形態のあり方検討における「あり方検討委員会」の組成・運営・経営形態の変更に関する検討結果の取り纏め

【他市町村の事例】

- ・ 県内の他市町村では、所在の市町村にお住まいの方に限定し、特別養護老人ホームと同様のサービスを「地域密着型特別養護老人ホーム」として提供している市町村もあります。

(3) 学校のあり方の検討

- ・ 全国的に児童数が減少するとともに、学校の統廃合等が加速度的に進んでいます。実際に、過去 10 年間で全国の公立小学校の学校数は 11% (2,403 校) 減少しており、児童生徒数の 10% (611 万人) 減少と歩幅を合わせ統廃合が進んでいる状況です。
- ・ 本町でも、全国平均以上に児童数が減少しており、国の示す学校の適正規模に満たない状況であることから、児童生徒の教育条件をより良くする目的で学校のあり方を早急に検討する必要があります。

〈公立小学校児童数・学校数の推移〉



(出典：令和 3 年度学校基本調査)

〈海陽町の児童生徒数の推移〉

項目	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9
	児童生徒数							
海南小	138	133	125	123	118	120	120	
海部小	48	48	51	50	47	44	44	
穴喰小	86	84	83	76	67	60	59	
海陽中	127	130	110	102	92	92	84	89
穴喰中	49	44	39	43	45	48	43	39
小学校計	272	265	259	249	232	224	223	203
中学校計	176	174	149	145	137	140	127	128
小中計	448	439	408	394	369	364	350	331

【取組方針】

- ① 学校規模及び配置等に関する計画策定
 - ・「あり方検討委員会」の組成・運営
 - ・適正化のための具体的な方策についての検討
- ② 再配置方針の策定
 - ・再配置方針の策定
 - ・住民説明会等の実施
- ③ 学校施設基本方針の策定
 - ・基本計画・基本設計策定

【他市町村の事例】

- ・人口1万人未満の530町村のうち、1町村に1小学校等という町村は222（42％）となっています。

（４） 幼稚園・保育所のあり方の検討

- ・平成27年度に開始された「子ども・子育て支援新制度」による財政支援の拡充等を契機とし、幼児期の学校教育・保育支援の向上を目指し、全国的に認定こども園の数は急激に増加しています。

<参考> 認定こども園数の推移（各年4月1日時点）

（園）

年度	認定こども園数	（公私の内訳）		（類型別の内訳）			
		公立	私立	幼保連携型	幼稚園型	保育所型	地方裁量型
平成23年	762	149	613	406	225	100	31
平成24年	909	181	728	486	272	121	30
平成25年	1,099	220	879	595	316	155	33
平成26年	1,360	252	1,108	720	411	189	40
平成27年	2,836	554	2,282	1,930	525	328	53
平成28年	4,001	703	3,298	2,785	682	474	60
平成29年	5,081	852	4,229	3,618	807	592	64
平成30年	6,160	1,006	5,154	4,409	966	720	65
平成31年	7,208	1,138	6,070	5,137	1,104	897	70
令和2年	8,016	1,272	6,744	5,688	1,200	1,053	75
令和3年	8,585	1,325	7,260	6,093	1,246	1,164	82

（出典：内閣府）

- ・本町では、保育ニーズは充足しているものの、2号認定の3歳児の中にも、教育ニーズが一定数存在することから、子育て家庭の生活実態や意向を十分に踏まえ、教育・保育の一体的な提供に向けて、認定こども園の設置や民間活力の積極的な活用を検討するなど、教育・保育の受け皿の整備を速やかに図っていきます。

〈各保育所利用数の推移（各年4月1日現在）〉

（単位：人）

区分		H27	H28	H29	H30	R1
公立	海南保育所	31	29	28	31	26
	定員数	75	75	75	75	75
	海部西保育所	22	16	17	21	23
	定員数	45	45	45	45	45
	宍喰保育所	35	66	61	58	52
	定員	60	60	60	60	60
私立	二葉保育園	43	50	53	49	48
	定員数	50	50	50	50	50
	恵の園保育所	30				
	定員数	30				

※恵の園保育所はH27年度をもって閉園

【取組方針】

- ① 幼稚園・保育所のあり方検討
 - ・ 市内での方針検討
 - ・ 「あり方検討委員会」の組成・運営
 - ・ 適正化のための具体的な方策についての検討
- ② 幼保再編計画
 - ・ 再編計画の策定
 - ・ 保護者説明会の開催
- ③ 再編統合の事業化
 - ・ 事業実施

(5) 海南病院のあり方の検討

- ・ 人口減少や少子高齢化に伴う医療需要の変化、医師等の不足を受け、地域医療を支える公立病院の経営は、依然として全国的に厳しい状況が続いています。また、今後、医師の時間外労働規制への対応も迫られるなど、さらに厳しい状況が見込まれます。
- ・ さらに今般のコロナ対応では、公立病院が中核的な役割を果たし、感染症拡大時の対応における公立病院の果たす役割の重要性が改めて認識されることとなりました。
- ・ こうした課題を踏まえ、持続可能な地域医療提供体制を確保するため、地域医療を支える公立病院の経営強化に向けた新たな経営強化プランを、R4～R5年度に策定することを国からも求められており、海南病院のあり方について検討を進めていく必要があります。

〈新公立病院改革ガイドラインの内容〉

新たなガイドラインの方向性	
<p>① 地方公共団体に対する公立病院経営強化プランの策定の要請</p> <p>i) 策定期間 令和4年度又は令和5年度中に策定</p> <p>ii) プランの期間 策定年度又はその次年度～令和9年度を標準</p> <p>iii) プランの内容 持続可能な地域医療提供体制を確保するため、地域の実情に応じた、公立病院の経営強化のために必要な取組を記載するよう求める</p>	<p>② 都道府県の役割の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> 都道府県の役割としては、地域医療構想の策定主体としての調整機能をこれまで以上に強化することが必要 特に、機能分化・連携強化については、医療資源が比較的充実した都道府県立病院が中小規模の公立病院との連携・支援を強化していく枠組みも含め、都道府県が積極的に助言・提案していくことが重要
プランの内容のポイント	
<p>地域医療構想の実現や地域包括ケアシステムの構築に向けて果たすべき役割を踏まえ、経営強化のために必要な取組を記載。主なポイントは以下のとおり。</p> <p>【ポイント①】機能分化・連携強化の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域の中で各公立病院が担うべき役割や機能を明確化・最適化 (特に、基幹病院に急性期機能を集約し、医師を確保した上で、それ以外の不採算地区病院等との連携を強化) <p>【ポイント②】医師・看護師等の確保、働き方改革の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 不採算地区病院等への医師・看護師等の派遣の強化 働き方改革の推進 <p>【ポイント③】経営形態の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> 柔軟な人事・給与制度を通じ、医師等の確保につながる経営形態の見直し <p>【ポイント④】新興感染症に備えた平時からの対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ①～③の取組に加え、感染拡大時に転用しやすい施設・設備の整備 	

(出典：総務省)

【取組方針】

- ① 新公立病院改革プランの策定と実践
- ② 入院収益の増加施策
- ③ 一般会計繰入金の縮減
- ④ 経営形態のあり方の検討

(6) 漁火の経営改革の推進

- ・ 宿泊観光業界は新型コロナウイルス感染症の影響もあり、全国的にかつてない打撃をうけています。また、コロナ禍前までは増加していたインバウンド観光客の回復にも相当程度の時間が必要となる見込みです。
- ・ 株式会社漁火は、恒常的に経常損失となっており、厳しい経営状況が続いています。また、町からは指定管理料の支出はないものの、経営改善にかかる調査業務や施設の改修経費などは町による支出で経営を支えています。
- ・ 第三セクターの経営が悪化した場合、事業の公共性や公益性の点により、地方公共団体への影響が発生することから、財政的リスク等を踏まえて、地方公共団体が経営健全化を主導することも国において強く求められています。
- ・ こうしたことから、第三セクターとしての存在意義を踏まえつつ、DMV を起爆剤とした交流人口の増加など収益改善の見込みについて判断しつつ、漁火の今後のあり方について検討を進める必要があります。

〈漁火の決算状況について〉

(単位：千円)

項目	H30	R1	R2
営業損失	44,937	80,596	51,162
経常利益	-	-	11,004
経常損失	42,483	57,840	-
利益剰余金	△96,998	△196,496	△203,667

(出典：株式会社漁火 株主総会資料)

【取組方針】

- ① 株式会社漁火の運営する宿泊施設の今後のあり方検討
- ② 宿泊施設の利活用方針策定
- ③ 方針を踏まえた利活用計画
- ④ 利活用計画に基づく運営の開始

【他団体事例】

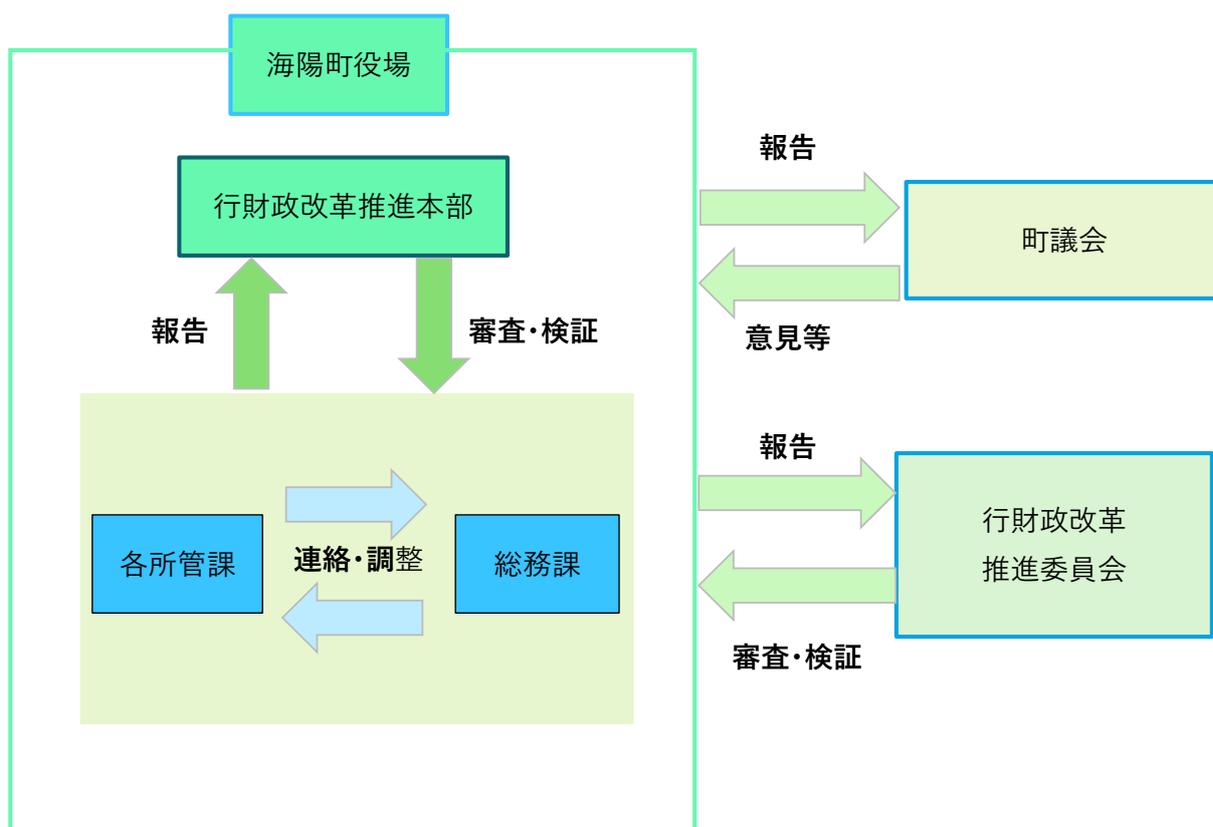
- ・他市町村では、将来負担の軽減のため、公有施設の民間譲渡及び管理運営会社の第三セクターを民間企業に売却することで、民間ノウハウを発揮した経営を行うことのできた事例もあります。そうした事例等も含め、あり方の検討を行っていきます。

V. 新行財政改革プランの進捗管理

1. 推進体制

本プランの進捗管理は総務課で行い、その取組結果の審査・検証は、行財政改革推進本部会議および外部有識者で構成される行財政改革推進委員会で行います。その結果を議会で報告します。

行財政改革の取組は、全庁による合意と実行が重要であるため、各種庁内会議などを通じて周知を図るとともに、主担当部署と関連部署が相互に連携しながらプランの実現を図っていきます。



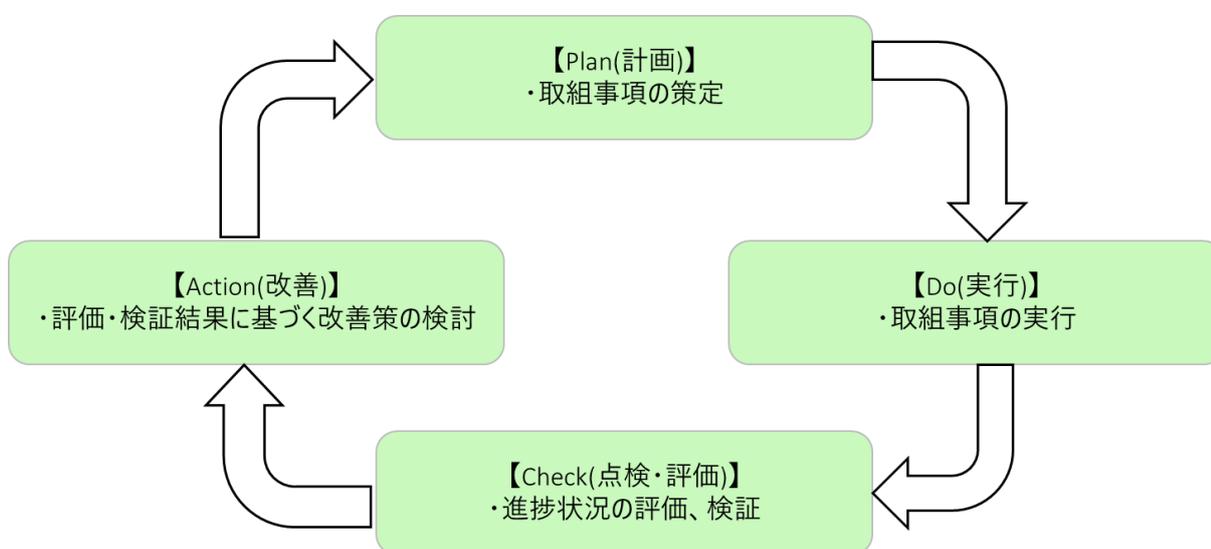
推進体制イメージ図

2. 計画の進捗管理と見直し

(1) 進捗管理の考え方

新行財政改革プランについては、PDCAサイクル（P：計画する—D：実施する—C：評価する—A：改善する）を回していくために、単年度ごとに各所管課による評価を行い、その評価について議会報告を行い、次年度予算への反映を行うなど、効果的・効率的に計画の取組を推進します。

単年度ごとの整理・評価、議会報告を通して、各取組事項の見直しが必要な場合は適宜更新を行います。なお、取組事項の中には実施時期を定めることが難しい事項についても、単年度ごとの評価タイミングにおいて、取組事項の具体的な内容や実施時期等が定まった場合は更新を行うことで実効性を高めていきます。

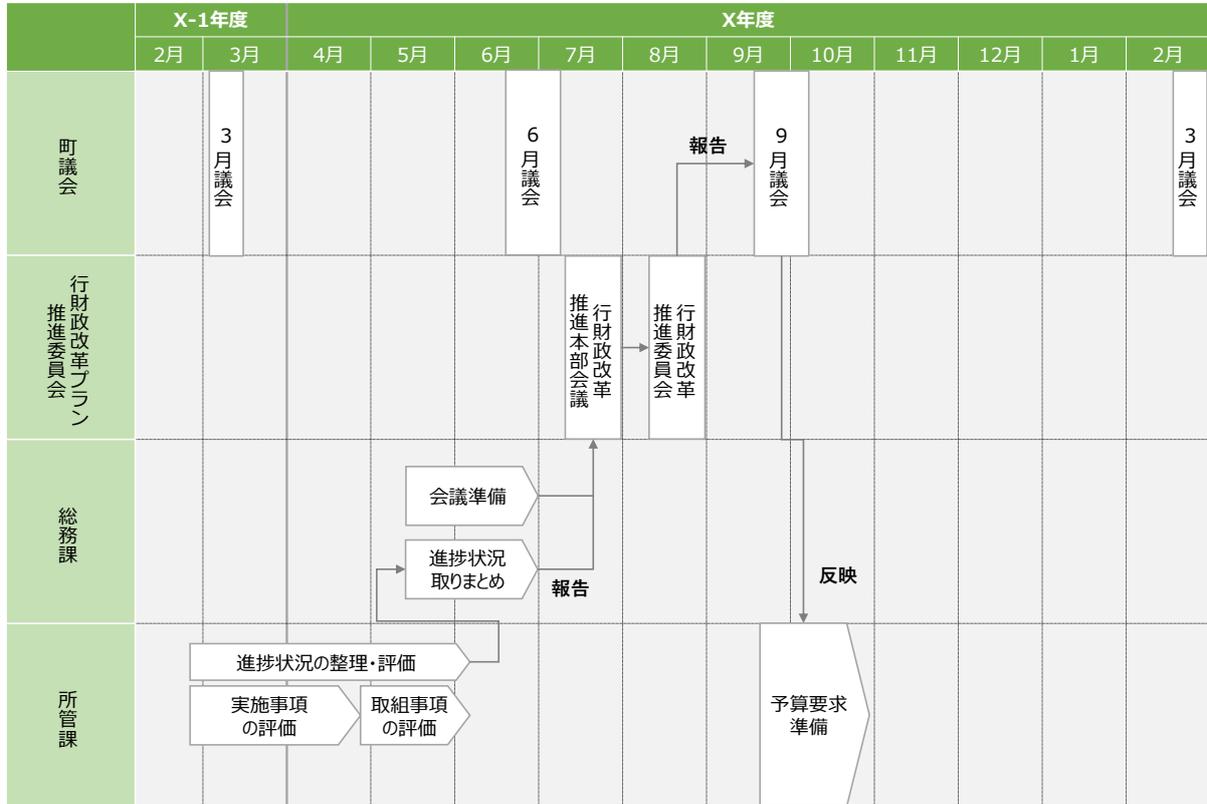


PDCA サイクルイメージ図

(2) 進捗管理のスケジュール

新行財政改革プランの進捗管理のスケジュールは下表の通りとします。

なお、今後の改革プランの進捗状況によって下記スケジュールは変更となる可能性があります。



新行財政改革プランにおけるスケジュール

VI. 職員数の適正な管理

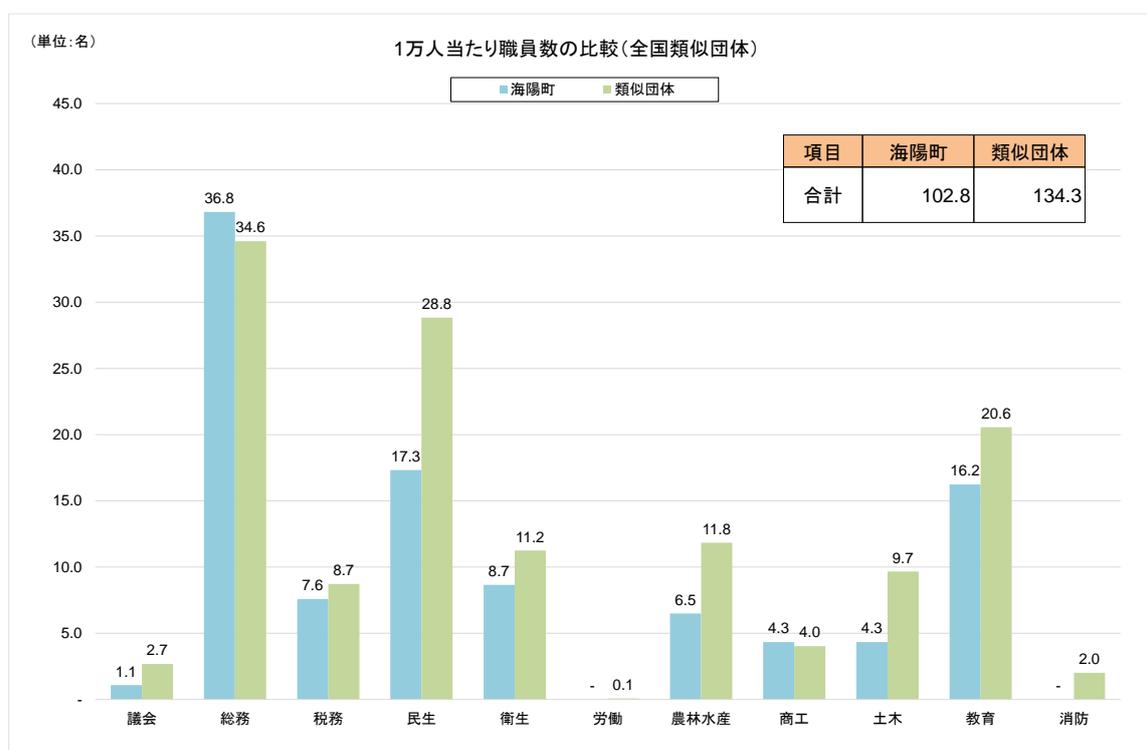
1. 概要

業務の見直しや効率化による職員数の抑制に努めるなど、長期的な視野に立ち、職員数を適正に管理していきます。また、新たな行政課題・行政ニーズに的確に対応するため、効率的な事務事業の執行と柔軟で迅速な行政運営を行うため、組織・機構の見直しを引き続き行います。

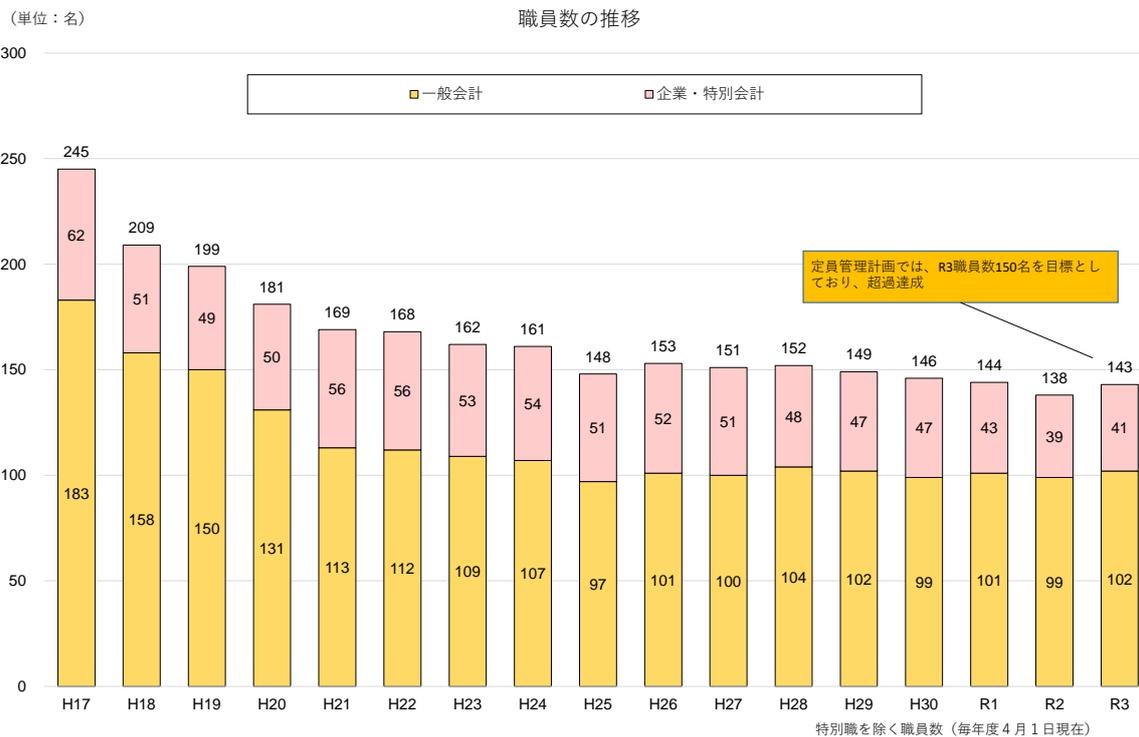
2. これまでの定員管理の取組

H28年度に策定した「定員適正化計画」では、H28年4月1日の職員数152人を5年間で2名削減することを目標に、業務の見直しや効率的な組織への見直しに取り組んでまいりました。この結果、計画の目標を上回る9名の削減を達成することができました。普通会計ベースで類似団体と比較しても少なくなっています。

(出典：令和2年地方公共団体定員管理調査(令和2年4月1日職員数))



3. 職員数の適正な管理の内容



業務の見直しや効率化により、過剰となる職員数は抑制を行っていきます。一方で、新型コロナウイルス感染症の予防や経済復興対策、南海トラフ巨大地震や激甚化する豪雨など自然災害の備え、広域行政への職員派遣、育児休暇の取得の推進、資格職の確保など、必要な職員数は増加の要素が大きくなっており、限られた職員数の中、十分な定員配分が困難な状況にあります。

このため、150人体制の組織を基本としつつ、育児休暇取得や派遣職員等を除いた「実働できる職員数」で、必要な住民サービスの提供を継続できる、最小限の体制となるよう、適切な職員数の管理を行っていきます。

また、職員の配置についても、専門性や業務量を考慮し、適正な職員配置となるように留意するとともに、職場全体の業務効率化のため、育児休業復帰後の職員のキャリアサポートなどへの取組を進めます。住民サービス提供者である職員の仕事満足度の向上は、サービス受益者である住民の満足度向上につながるため、職員の仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の向上にも留意します。